

判決要旨

注記：可能な場合には、本件に関しても同様に、意見書が発行される時点で判決要旨（頭註）が公表される。判決要旨は当裁判所の意見の一部を構成するものではなく、読者の便宜のために判決報告官により作成されたものである。United States v. Detroit Timber & Lumber Co., 200 U.S. 321, 337 を参照。

合衆国最高裁判所

判決要旨

商務省知的財産担当次官 兼 米国特許商標庁長官 VIDAL 対
ELSTER 事件

連邦巡回控訴裁判所に対する移送命令

事件番号 22-704 2023年11月1日弁論—2024年6月13日判決

被上告人 Steve Elster は、2016年大統領候補討論会における当時の大統領候補ドナルド・トランプと上院議員マルコ・ルビオとの口論を引用し、シャツと帽子に使用する商標"Trump too small"の連邦登録を申請した。特許商標庁の審査官は、「本人の同意書なしに生存中の具体的な個人を特定する……名前からなる又はこれを含む」標章の登録を禁じるランナム法の「名前条項」（15 U. S. C. §1052(c)）に基づき、登録を拒絶した。商標審判部はこれを支持し、名前条項は憲法修正第1条の言論の自由の権利に違反するという Elster の主張を却下した。連邦巡回控訴裁判所はこれを破棄した。

判示：ランナム法の名前条項は、憲法修正第1条に違反していない。Pp. 3-22。

(a) 言論の自由を奪うことを禁止する憲法修正第1条を執行する際、当裁判所は「言論の内容に基づく規制と内容中立的な規制とを区別する」。National Institute of Family and Life Advocates v. Becerra, 585 U. S. 755, 766。内容に基づく規制は「その伝達内容に基づいて言論を標的にする」（Reed v. Town of Gilbert, 576 U. S. 155, 163）、ゆえに「違憲と推定される」（National Institute of Family and Life Advocates, 585 U. S. at 766）。とりわけ見解に基づく差別は「内容に基づく差別の極めて悪質な形であり」、主題だけでなく、「その主題に関する講演者の特定の見解までも標的にしている」。Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va, 515 U. S. 819, 829。当裁判所はこれまで2回に渡り、見解に基づいて差別する商標制限は憲法修正第1条に違反すると結論づけてきた。Matal v. Tam, 58 U. S. 218 ; Iancu v. Brunetti, 588 U. S. 388 を参照。

名前条項は、「人々を駆り立てる特定のイデオロギー又は講演者の意見や観点に基づいて」商標を選び出すものではないため（Reed, 576 U. S., at 168）、表面的にはいかなる見解も差別していない。しかし、表面的には見解に基づく差別をしていない法律が、その実際の運用において見解に基づく差別を露呈す

判決要旨

ることもあり得る。Sorrell v. IMS Health Inc., 564 U. S. 552, 565 を参照。Elster は本件がそれに当たると示唆しており、その理由として、対象者をあざ笑うより褒めそやす商標の方が、名前条項に基づく同意を得やすいと指摘している。しかし、人が自分の名前を付した商標の登録に同意したくない理由は数多く存在する。

名前条項は、見解に基づくものではないが、「議論された話題又は表現された思想やメッセージを理由に特定の言論に適用される」ため、内容に基づくものである (Reed, 576 U. S., at 163) —即ち、提示された商標が人の名前を含んでいるかどうかを問題とする。ゆえに当裁判所は、Tam 事件及び Brunetti 事件では扱っていない状況に直面している。Pp. 3 - 6。

(b) 内容に基づく言論規制は違憲と推定されるが、当裁判所は、内容に基づく—ただし、見解中立的な—商標制限にも高度な審査が適用されるかどうかについて裁定したことがない。商標のいくつかの特徴は、このような場合に高度な審査を適用する当然違法原則にそぐわない。最も重要な点として、商標権は常に憲法修正第 1 条と共存してきており、商標法の本質的に内容重視の性質が、違憲問題の原因となったことはない。

この国は建国以来、商標権を認めてきた。初期の米国商標法の大部分は英国法に由来しているため、商標保護は本質的に内容に基づく試みであった。18 世紀と 19 世紀の大半において、商標法は主に「米国の州」の範囲内に留まっており (Tam, 582 U. S. at 224)、ほとんど記録されていない。州及び連邦裁判所の最初に報告された判決は、商標の内容を巡るものであった。Thomson v. Winchester, 36 Mass. 214, 216; Taylor v. Carpenter, 3 Story 458 (D. Mass.) を参照。さらに記録されている商標法は 19 世紀最後の数十年に軌道に乗り始め、その確立された内容重視の性質が受け継がれている。1870 年に連邦議会は最初の連邦商標法を制定しており、商標として保護可能なものに関する禁止規定が盛り込まれていた。同法は、商標をその内容に基づいて制限していた。さらに商標紛争が増えるにつれ、裁判所は引き続き商標をその内容に基づいて評価した。1946 年に連邦議会在ランナム法を制定した際も、商標法の内容重視の性質は変わらなかった。商標の連邦登録のための同法の包括的制度は、現在も標章の内容に基づいて区別している。この歴史が物語っているのは、商標制限が常に標章の内容によって決められており、当初より憲法修正第 1 条と調和して存在してきたことである。その関係は、このユニークな状況において必ずしも高度な審査を適用する必要のないことを示唆している。

商標保護の内容重視の性質は、商品の所有権と出所を特定することにより混同を防止するという、商標法の歴史的原理により強いられるものである。所有権と製造元を表示することは、標章の内容、即ち製品の出所に関係する。さらに商品の出所に関する混同を防ぐために商標を規制するには、標章の内容に注目する必要がある。商標規制に特有の内容重視の性質、及び商標規制と憲法修正第 1 条との長期に渡る共存ゆえに、商標登録の内容のみに基づく制限は、高度な審査に基づいて評価される必要はない。R. A. V. v. St. Paul, 505 U. S. 377, 387. Pp. 6 - 12。

判決要旨

(c) 名前が含まれている商標を制限する歴史と伝統は、名前条項が憲法修正第 1 条と共存できると結論づける上で十分である。Pp. 12 - 19.

(1) 名前の商標登録を制限する根拠は、人は自分自身の名前に対する所有権を有しており、他者の商標によって自分の名前を使用できなくなるべきではないという歴史的な概念にある。Brown Chemical Co. v. Meyer, 139 U. S. 540, 544 を参照。コモンローは、人があらゆる名前を—自分自身の名前であっても—それ単独で商標登録することを阻止していた。その一方で、コモンローは人が自分自身の名前を含んでいる商標を取得することは認めていたが、同じ名前の人を排除するためにその標章を使用できないことを条件としていた。このようにコモンローのアプローチは、人が自分自身の名前を使用する権利だけを保護したのであり、その解釈が連邦商標法に受け継がれ、名前条項に盛り込まれている。コモンローが生存中の別人の名前の商標を申請する人に対して保護を与えていたといういかなる証拠も、当裁判所は見出していない。このコモンローの解釈は連邦商標法に反映されており、商標は単なる名前以外のものを含まなければならないという要件は、ほぼ無傷で残っている。§1052(e)(4)を参照。したがって、ランナム法が名前条項を盛り込んだことは驚くに値しない。

名前の商標登録に対する制限も、商品の出所を特定するという商標法の歴史的原理を反映しており、ゆえに消費者が製品の出所を知り、その製造業者の評判と信用に基づいて製品を評価できることを保証している。さらに名前条項は、商標とその標章所有者の評判の保護との確立された関係を尊重している。当裁判所は、商標がその標章所有者の評判を保護しており、その関係は標章に人の名前が含まれていると更に強力になることを長年に渡り認めてきた。

さらに当裁判所は、これらの原理を適用して、いかなる者も別の事業体が自身の名前で構築してきた信用に便乗する憲法修正第 1 条の権利はないことも認めてきた。San Francisco Arts & Athletics, Inc. v. United States Olympic comm., 483 U. S. 522, 528 を参照。あらゆる人の自分自身の名前の使用を保護することにより、名前条項は「生産者の良い評判の恩恵を保証している」。Park 'N Fly, Inc. v. Dollar Park & Fly, Inc., 469 U. S. 189, 198. Pp. 12 - 19.

(2) 名前の商標登録を制限する伝統は、憲法修正第 1 条と共存しており、名前条項はその伝統の中に上手く収まっている。名前条項はコモンローの伝統を反映しており、生存している別人の名前の商標を同意なしに取得できないようにすることで、その人の評判と信用を保護している。本件において内容に基づく商標制限を正当化するには、伝統的な商標法のしっかりした基礎知識があれば十分であるが、歴史的類似性のない内容に基づく商標制限を提起する事件では、異なるアプローチが必要になるだろう。本件の場合、当裁判所は、商標における他者の名前の使用制限を支えている、この長年続く伝統を乱す理由を見出せない。Pp. 19 - 20.

(d) この判決は限定的である。内容に基づくが見解中立的な全ての商標制限が合憲かどうかを判断するための包括的な枠組みを定めていない。その上、内容に基づく全ての商標制限を支持するには、それ相応の歴史と伝統が必要であるとも示唆していない。当裁判所は、本件の特定の制限、即ち§1052(c)の名前

判決要旨

条項が憲法修正第 1 条に違反しないことを歴史と伝統が証明していると判示するだけである。P. 22。

連邦高裁判例集第 4 版第 26 卷 1328 頁は破棄された。

THOMAS 判事が当裁判所の判決を発表し、Part III に関するものを除く、当裁判所の意見を公表した。ALITO 判事と GORSUCH 判事がその意見全部に参加した；ROBERTS 首席判事と KAVANAUGH 判事が Part III 以外の全部に参加した；さらに BARRETT 判事が Parts I、II-A 及び II-B に参加した。KAVANAUGH 判事が一部同意意見を提出し、これに ROBERTS 首席判事が参加した。BARRETT 判事が一部同意意見を提出し、これに KAGAN 判事が参加し、Parts I、II 及び III-B に関して SOTOMASYOR 判事が参加し、さらに Parts I 及び II に関して JACKSON 判事が参加した。SOTOMASYOR 判事が結論同意意見を提出し、これに KAGAN 判事と JACKSON 判事が参加した。

裁判所の意見

通知: 本意見は、合衆国判例集に掲載される前に形式的な修正の対象となる。読者の方々が誤植その他の形式的な誤りに気づいた場合、Washington, D.C. 20543、pio@supremecourt.gov の合衆国最高裁判所、判決報告官までお知らせいただきたい。

合衆国最高裁判所

No. 22-704

商務省知的財産担当次官 兼 米国特許商標庁長官
KATHERINE K. VIDAL (上告人) 対 STERVE ELSTER 事件

連邦巡回控訴裁判所に対する移送命令に関して

[2024 年 6 月 13 日]

THOMAS 判事が当裁判所の判決を発表し、Parts I、II 及び IV に関する当裁判所の意見を公表しており、Part III に関する意見には ALITO 判事と GORSUCH 判事が参加している*。

Steve Elster は、商標"Trump too small"の登録を申請した。しかし、特許商標庁 (PTO) は当該標章の登録を拒絶し、その理由として、ランハム法が「本人の同意書なしに生存中の具体的な個人を特定する.....名前からなる又はこれを含む」商標の登録を禁じていると述べた。60 Stat. 428, 15 U. S. C. §1052(c)。Elster は、この禁止規定が憲法修正第 1 条の言論の自由の権利に違反すると主張している。当裁判所は違反しないと判示する。

I

商標とは、「標章の所有者により製造又は販売された商品又は財産を区別するための記号又は図形」であって、「他の全ての人による使用を排除する」。Trade-Mark Cases, 100 U. S. 82, 92 (1879); さらに§1127 も参照。既に説明したように、「商標保護の根底にある原理は、識別性のある標章——文字、名前、記号等——が特定の職人の商品と他者の商品とを区別する助けになるということである」。B&B Hardware, Inc. v. Hargis Industries, Inc., 575 U. S. 138, 142 (2015)。ゆえに「識別性のある標章を最初に商取引で使用する人が、当該標章に対する権利を取得し」、その権利には「他者に当該標章を使用させない権利が含まれる」。同書。

商標権は主に州法の問題であるが、所有者は連邦登録により重要な権利を取得できる。ランハム法は PTO により管理される連邦商標登録制度を創設した。「標章の連邦登録は必須義務ではなく」、「未登録標章の所有者は、依然とし

* BARRETT 判事はこの意見の Parts I、II-A 及び II-B に参加している。

裁判所の意見

て当該標章を商取引で使用し、侵害者に対して標章を主張できる」。Iancu v. Brunetti, 588 U. S. 388, 391(2019)。その一方で連邦登録は、「重要な法的権利と恩恵を与えてくれる」。B&B Hardware, 575 U. S., at 142 (内部引用符省略)。例えば、登録者は訴訟において、当該標章を使用する排他的権利の一応の証拠として登録に依拠することができる。§1115(a)。さらに登録は、登録者が当該標章の所有権を主張する全国的な擬制告知をもたらす。§1072。

一定の基準を満たす標章のみ、連邦登録が可能である。とりわけランハム法は、「名前条項」と呼ばれるものを盛り込み、本人の同意書なしに生存中の具体的な個人を特定する……名前からなる又はこれを含む」標章の登録を禁じている。§1052(c)。名前条項は、「フルネームだけでなく、名字、略称やニックネームも、実際に生存中の具体的な個人を特定する名前である限り」、登録から除外する。2 J. McCarthy, Trademarks and Unfair Competition §13:37, p. 31 (5th ed. 2024) (MacCarthy)。

Steve Elster はシャツと帽子に使用するために、ハンドジェスチャーのイラストを伴う商標"Trump too small"の登録を申請した。当該標章は、2016 年大統領候補討論会における当時の大統領候補ドナルド・トランプと上院議員マルコ・ルビオとの口論を引用している。

PTO 審査官は、本人の同意なしにトランプ大統領の名前が標章に使用されていることを理由に、名前条項に基づき登録を拒絶した。商標審判部はこれを支持し、名前条項は憲法修正第 1 条の言論の自由の権利に違反するという Elster の主張も却下した¹。連邦巡回控訴裁判所はこれを破棄し、名前条項は憲法修正第 1 条に違反すると裁定した。In re Elster, 26 F. 4th 1328 (CA Fed. 2022)。控訴裁判所はまず、名前条項は見解中立的で内容に基づく言論制限であり、少なくとも中間審査の対象になると結論づけた。同書、pp. 1331, 1333 - 1334 を参照。次に、名前条項は実質的な政府の利益を増やすものではないという理由で、政府は中間審査にさえ応じなかったと結論づけた。同書、p. 1339 を参照。

当裁判所は、ランハム法の名前条項が憲法修正第 1 条に違反するかどうかを解決するために、移送命令を認めた。連邦最高裁判例集第 598 巻 ___ 頁 (2023 年)。

II

A

憲法修正第 1 条において、「連邦議会は、言論の自由を奪う……いかなる法律も制定してはならない」と規定されている。総じて当裁判所は、憲法修正第 1 条に従い政府は「メッセージ、思想、主題又は内容を理由に表現を」制限又は抑圧することを禁じられると判示してきた。Ashcroft v. American Civil

¹ 審判部は、PTO 審査官が登録を拒絶した別の根拠——Elster の標章は「生存又は死亡している個人との関係を不正に示唆している」——に触れることを避けた。15 U. S. C. §1052(a)。当裁判所は名前条項だけに焦点を絞り、Elster の標章が連邦登録の他の要件を満たさないかどうかについては、いかなる意見も述べない。

裁判所の意見

Liberties Union, 535 U. S. 564, 573 (2002) (内部引用符省略)。この禁止規定を執行する際、当裁判所の判例は、内容に基づく言論規制と内容中立的な言論規制とを区別している。National Institute of Family and Life Advocates v. Becerra, 585 U. S. 755, 766 (2018)。内容に基づく規制は、「その伝達内容に基づいて言論を標的にし」、主題又は話題に関する議論を制限する。Reed v. Town of Gilbert, 576 U. S. 155, 163 (2015)。「一般的な問題としては」、内容に基づく規制は「違憲と推定されるが、やむを得ない国益に貢献するために厳密に設定されていることを政府が立証する場合に限り、正当化される可能性がある」。National Institute of Family and Life Advocates, 585 U. S., at 766。当裁判所の判例は、特に「内容に基づく差別の極めて悪質な形」——見解に基づく差別——を更に区別している。Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va, 515 U. S. 819, 829 (1995)。見解に基づく規制は、主題だけでなく、「主題に関する講演者の特定の見解までも」標的にする。同書。また、見解に基づく差別が「憲法修正第 1 条に違反することは……歴然としているが、見解に基づく規制は通常、高度な審査の対象にもなっている。同書。当裁判所の判例は、憲法修正第 1 条に基づく当裁判所の評価においてこれらの区別を加味するよう指示しているため、当裁判所は名前条項を評価するためにこれらの区別から始める。

商標に関連して、当裁判所はこれまで 2 回に渡り、見解に基づいて差別する商標制限は憲法修正第 1 条に違反すると結論づけてきた。Matal v. Tam, 582 U. S. 218, 223 (2017)において、当裁判所は侮辱的な商標に対するランハム法の阻却事由は憲法修正第 1 条に違反すると判示した。Tam 事件の全ての判事は、この阻却事由が 1 つの観点：「気分を害する」のみに基づいて商標を禁止したため、この阻却事由は見解に基づくものであるという点で意見が一致した。同書、p. 243 (複数意見)；さらに同書、pp. 248 - 249 (Kennedy 判事、一部同意・結論同意意見)も参照。また、Brunetti 事件でも当裁判所は、不道徳又は中傷的な要素を含んでいる商標に対するランハム法の阻却事由も同様に憲法修正第 1 条に違反すると判示した。588 U. S., at 390。この阻却事由は、不道徳又は中傷的な要素という 1 つの観点のみに基づいて商標を禁止した一方で、他の観点に基づいて商標を許可しているため、見解に基づくものであると、当裁判所は結論づけた。同書、pp. 393 - 394。

名前条項は、表面的にはいかなる見解も差別していない。登録者が伝えたいメッセージに関係なく、名前条項は他者の名前を同意なしに使用する標章を禁止する。「その名前の使用がお世辞、批判又は中立的かどうか」は関係ない。2 McCarthy §13:37.50。ゆえに政府は、「人々を駆り立てる特定のイデオロギー又は講演者の意見や観点に基づいて」商標を選び出していない。Reed, 576 U. S., at 168 (内部引用符省略)；同意、Brunetti, 588 U. S., at 394 (見解に基づく商標法は「対立する二組の思想を区別する」と説明している)。

名前条項は実際には見解に基づく差別と変わらないと、Elster は示唆している。Elster によれば、人をあざ笑うより褒めそやす商標の方が同意を得やすい。当裁判所は、法律がその実際の運用において、見解に基づき差別することもあ

裁判所の意見

り得ると認めてきた。Sorrell v. IMS Health Inc., 564 U. S. 552, 565 (2011) ; R.A.V. v. St. Paul, 505 U. S. 377, 391 (1992)を参照。しかし本件の場合、他の人物の名前を伴う商標の登録に対して当該人物の同意を得られない理由は、数多く存在する。たとえ商標のメッセージが中立的又は称賛であっても、商品との関連づけを敬遠して、又は自分の名前が他者の利益のために利用されるのを防ぐために、同意しない場合もある²。

名前条項は見解に基づくものではないが、内容に基づくものである。既に説明したように、言論の制限は、「議論された話題又は表現された思想やメッセージを理由に特定の言論に法律が適用される」場合、内容に基づくものである。Reed, 576 U. S., at 163。名前条項は、提示された商標の内容、即ち人の名前を含んでいるかどうか为中心問題となる。商標が人の名前を含んでおり、その人の同意を登録者が得ていない場合には、名前条項が登録を禁止する。名前を含んでいる商標は「他の種類の思想を伝える商標とは異なる扱いを受ける」ため、名前条項は内容に基づくものである。同書、p. 164。

ゆえに当裁判所は、Tam 事件又は Brunetti 事件では扱っていない状況に直面している。当裁判所は Tam 事件において、「ランハム法の規定に対する言論の自由の申立について判断するための」枠組みを慎重に「棚上げにした」。582 U. S., at 245, n. 17 (複数意見) ; 同書、p. 244, n. 16 を参照。さらに Brunetti 事件で当裁判所は、「商標登録に対する見解中立的な制限を評価する方法について何か言う」ことを避けた。588 U. S., at 398, n.

B

当裁判所は現在、内容に基づく——ただし見解中立的な——商標制限の合憲性について、初めて検討しなければならないため、適用可能な違憲審査に商標法の性質がどのような影響を与えるかについて検討することから始める。内容に基づく言論規制は、一般的な問題としては違憲と推定されるが、見解中立的な商標制限に高度な審査が適用されるかどうかについて、当裁判所は判断することがない。商標のいくつかの特徴は、見解中立的であるが内容に基づく商標規制に高度な審査を適用する当然違法原則にそぐわない。

最も重要な点として、商標保護が必然的に内容に基づく区別を必要とするという事実にもかかわらず、商標権は常に憲法修正第 1 条と共存してきた。一般的に Tam, 582 U. S., at 223 - 224 ; Trade-Mark Cases, 100 U. S. 92 を参照。商標権は「長年に渡りコモンロー及び英国と米国の衡平法裁判所により、さらに一部の州の制定法により認められており」、その保護は現在も続いている。同書、p. 92。当裁判所の判事全員が同意しているように、この「歴史は、内容

² Elster が主張する見解に基づく差別を確認することも実際問題として困難である。PTO は、「Welcome President Biden」、「I Stump for Trump」及び「Obama Pajama」といった商標についても、表現された見解が理由ではなく、全て他者の名前が本人の同意なしに含まれているという理由で、登録を拒絶している。PTO、2020年12月8日付けオフィスアクション、出願第 90226753 号；PTO、2015年10月15日付けオフィスアクション、出願第 86728410 号；In re Hoefflin, 97 USPQ 2d 1174, 1177 - 1178 (TTAB 2010) を参照。

裁判所の意見

に基づく区別が商標の本質的特徴であるという解釈を伝えている」。後掲、p. 6 (SOTOMAYOR 判事、結論同意意見) ; 同意、後掲、pp. 2 - 6 (BARRETT 判事、一部同意意見)。さらにこの歴史において、商標法の本質的に内容重視の性質が違憲問題の原因になったことはない。

我が国は建国以来、商標権を認めてきた。B. Pattishall, *The Constitutional Foundations of American Trademark Law*, 78 *Trademark Rep.* 456, 457 - 459 (1988)を参照。建国当初はごくわずかの判決しか記録されておらず、法律の進展は遅々としていた。初期の米国商標法の大部分は「基本的に英国法に由来していた」。同書、p. 457。英国法を基盤とする商標保護は本質的に内容に基づく試みであった。例えば、初期の英国法は、「リネン製品の全ての貿易業者、取引業者及び職工が自分の生産したリネン製品それぞれに自分の名前を織り込む又は多少知られた標章を貼付することを合法」とみなしていた。13 *Geo.I*, c. 26, p. 458 (1726)。また、他人の標章を付して製品を販売した場合、詐欺行為の責任を問われる可能性があった。例えば同書、p. 459 ; *Singleton v. Bolton*, 3 *Dougl.* 293, 99 *Eng. Rep.* 661 (K.B. 1783) ; *Southern v. How*, *Pop.* 143, 144, 79 *Eng. Rep.* 1243, 1244 (K.B. 1618)(織物販売業者が他者と「同じ標章を使用した」場合、「訴訟が十分に成立した」と述べている) ; J. Baker, *Sources of English Legal History: Private Law to 1750*, p. 675 (2d ed. 2010) (織物販売業者が「別の織物販売業者の標章を使用した」場合、訴訟が成立すると 1584 年に判示された、*Sandforth's Case* としても知られる *J. G. v. Samford* 事件を考察している) ; さらに G. Jacob, *A New-Law Dictionary* (1729) ("Mark to Goods" (商品の標章) とは「財産又はその優れた性質を確認するもの」と定義している。.....また、ある人が別人に損害を与えることを意図して、その別人の標章を使用する場合、特殊主張訴訟が成立する)も参照。このように標章の内容 (他者の標章と同じであったかどうか) が、制限の引き金となっていた。

早くから商標を保護する連邦法を求める声もあったが、我が国の初期段階ではそのような法律は制定されなかった。B. Paster, *Trademarks—Their Early History*, 59 *Trademark Rep.* 551, 565 - 566 (1969)を参照 ; さらに F. Schechter, *Historical Foundations of the Law Relating to Trade-Marks* 131 (1925) (Schechter) も参照。その代わり、18 世紀と 19 世紀の大半において、商標法は主に「米国の州」の範囲内に留まっていた。*Tam*, 582 *U. S.*, at 224。例えばマサチューセッツ州は、「その企業の印章を付した」ラベルを商品に貼付するという条件で、綿花企業を設立する私法案を可決した。1 *Mass. Private and Special Laws*, 1789, ch. 43, §5, p. 226 (1805)。この法律は、三倍額賠償を課すことにより、他者による「類似の印章又はラベルの使用」を防止していた。同書。確かに我が国の最初の 100 年間の大半は、ほとんどの商取引が地元で行われ、ゆえにほとんどの消費者は自分が購入した商品の出所を知っていた。R. Bone, *Hunting Goodwill: A History of the Concept of Goodwill in Trademark Law*, 86 *B. U. L. Rev.* 547, 575 (2006)を参照。「1860 年になってさえ、『商標』という用語は実際に製造業者の名前だけを意味していた」。

裁判所の意見

B. Pattishall, *Two Hundred Years of American Trademark Law*, 68 *Trademark Rep.* 121, 128 (1978)。にもかかわらず、記録には残されていないが、「19世紀初頭には州裁判所に一定数の訴訟が提起されていた」。Schechter 133。

「商標事件と呼べる最初に報告された米国判決」は、標章の内容、とりわけ人の名前の使用を巡る紛争に関するものであった。Pattishall, *Constitutional Foundations*, at 460。Thomson v. Winchester, 36 Mass. 214, 216 (1837)において、"Thomsonian Medicines"の名称で医薬品を販売していた Samuel Thomson が、申立によれば粗悪品を同じ名称で販売していたマサチューセッツ州の別の薬剤師を相手取り訴訟を起こした。州裁判所は、被告の薬剤師が医薬品を Thomson のものとして詐称通用させたのであれば、詐欺行為の責任を問われると裁定した。同書。

同様に、連邦裁判所で最初に報告された商標事件も、商標の内容を巡るものであった。Story 判事は控訴裁最高裁判事として、スプールの販売業者による原告の商標 "Taylor's Persian Thread" の侵害を禁じる差止命令を許可した。Taylor v. Carpenter, 3 Story 458 (D. Mass. 1844)。Story 判事は、当該商標を使用することにより当該販売業者が「原告のスプールの描写及び赤と黒のラベルの双方を……模倣した」と説明し、さらにそのような侵害を禁じる原則は当時は「法律家にとって極めて普通のことであり」、「司法上の疑いの余地」はなかったと述べた。同書、p. 464。

記録に残る商標法は、1868年に第14修正が承認された後、19世紀最後の数十年に軌道に乗り始め、その確立された内容重視の性質が受け継がれていた。Schechter 134; Pattishall, *Two Hundred Years*, at 133 を参照。米国の商取引は自ずと全国へ広がっていき、恐らくこの変化ゆえに、連邦議会は1870年に最初の連邦商標法を制定した。各州は重要な役割を維持していたが、商標保護に関して「ある程度の全国的統一性をもたらすために、連邦議会が介入してきた」。Tam, 582 U. S., at 224 (Act of July 8, 1870, §§77 - 84, 16 Stat. 210-212 を引用している)³。

この最初の連邦商標法は、商標として保護可能なものに関する禁止規定を盛り込んでいた。例えば、「他者により使用された場合に同じ名前と十分に区別可能な標章を伴わない、単に人の名前……のみ」を含んでいる商標は、保護されなかった。同書、p. 211。ゆえにこの法律は、商標の内容（即ち、名前以外のものを含んでいるかどうか）に基づいて商標を制限していた。商標紛争が増えるにつれ、裁判所は引き続き商標をその内容に基づいて評価した。例えば、当裁判所は最初の商標判決において、ペンシルベニア州の Lackawanna Valley にある複数の石炭会社の1つが申請した商標 "Lackawanna coal" を拒

³ この最初の連邦商標法は、「商標が州際又は外国通商で使用されたかどうかに関係なく、商標の登録全般について規定していた」。1 McCarthy § 5:3, at 188。当裁判所は、通商条項に基づく連邦議会の権限を連邦商標法が上回ると判示した。Trade-Mark Cases, 100 U. S. 82, 99 (1879) を参照。連邦商標法は憲法修正第1条に基づくいかなる申立も引き起さなかった。

裁判所の意見

絶する際に、商標は単に地理的名称だけで構成することはできないと説明している。Canal Co. v. Clark, 13 Wall. 311, 321 (1872)。商標法はその発展の過程を通じて、内容に基づく区別を要求してきた。

このことは、1946年に連邦議会がランハム法を制定した時も変わらなかった。同法による連邦商標登録の包括的制度は、現在も標章の内容に基づいて区別している。Restatement (Third) of Unfair Competition §9, Comment e (1993) (Restatement) (「ランハム法は全体的に現行法に即しており、コモロー商標保護の主要な特徴を組み込んでいる」)を参照。ランハム法は商標の定義において、人が「自分の商品を……他者により製造又は販売された商品と識別・区別するために、さらに商品の出所を示すために」用いる「あらゆる文字、名前、記号若しくは図形、又はこれらのあらゆる組合せ」を含めている。§1127。政府が商標として登録可能なものを定義する際、一部の文字又は画像を標章において使用できないと決定する必要がある。一例を挙げると、ランハム法は「混同を生じる又は誤解や誤認を引き起こす……可能性があるほど……他者の標章と類似している標章」の登録を禁じている。§1052(d)。1つの商標が別の商標と同一（又は混同を生じるほど類似）かどうかを判断するには、2つの標章の内容を検討することが不可欠である。

このような歴史は現在のランハム法にも反映されており、商標に対する制限は常に標章の内容によって決まることを実証している。しかし、その内容重視の性質にもかかわらず、商標法は最初から憲法修正第1条と一緒に存在してきた。その長年に渡る調和の取れた関係は、このユニークな状況において必ずしも高度な審査を適用する必要がないことを示唆している。

商標保護の内容重視の性質は、商標法の歴史的原理により強いられるものである。商標は一般的に2つの機能を果たしてきた。即ち、「商標が貼付されている商品の所有権を示すこと」及び「製品の出所又は産地を示すこと」である。Schechter 122。商品の所有権の表示は、「欠陥商品に対する責任を負わせる」ためにも必要であった。Restatement §9, Comment b。さらに商品の出所表示は、「購入希望者が……直接販売業者の評判だけでなく、製造業者の評判にも基づいて商品を選択する」助けになっていた。同書。ゆえに双方の機能の目的は、商品を販売した需要者（販売業者）及び商品を製造した需要者（製造業者）を識別するために商標が歴史的に発展してきたことを反映している。同書参照。その流れの中で、商標法の基本機能は常に「商品又はサービスの出所に関する混同を阻止する」ことであった。Pattishall, Constitutional Foundations, at 458；さらに Jack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC, 599 U. S. 140, 147 (2023) (「出所に関する混同は、商標法が忌み嫌うものである」)も参照。所有権と製造元を表示することは、標章の内容、即ち製品の出所に言及する。さらに既に説明したように、商品の出所を巡る混同を防止するために商標を規制するには、標章の内容に注目する必要がある。前掲、p. 10。

商標規制に特有の内容重視の性質、及び商標規制と憲法修正第1条との長期に渡る共存を理由に、当裁判所は、内容のみに基づく商標登録の制限を高度な審査により評価する必要はない。R. A. V., 505 U. S., at 387 (「憲法修正第1

裁判所の意見

条が要求していると当裁判所が主張する内容に基づく差別の禁止さえ、絶対的ではない」) ; *Jack Daniel's*, 599 U. S., at 159 (状況によっては、「商標法が憲法修正第 1 条よりも優先される場合がある」ことを説明している) (内部引用符省略) ; 後掲、p. 6 (*SOTOMAYOR* 判事の意見) ; 後掲、pp. 6 - 7 (*BARRETT* 判事の意見) を参照。

C

当裁判所は、商標の権利と制限が「憲法修正第 1 条と上手く協調」できることを認めてきた。*Jack Daniel's*, 599 U.S., at 159 (内部引用符省略)。本件において当裁判所は、内容に基づく商標制限が憲法修正第 1 条の一定の基準を満たす場合について、包括的な枠組みを詳しく説明することはしない。しかし、内容のみに基づく商標制限を評価する上で、以前に当裁判所が憲法修正第 1 条の範囲を検討した際に行ったように、その歴史と伝統を考慮に入れることができる。*City of Austin v. Reagan Nat. Advertising of Austin, LLC*, 596 U. S. 61, 75 (2022) ; 同書、p. 101 (*THOMAS* 判事、反対意見) ; *R.A.V.*, 505 U. S., at 382 - 383 ; *Roth v. United States*, 354 U. S. 476, 482 - 483 (1957) を参照。

ランハム法の名前条項は、我が国の法伝統に深く根差している。米国の裁判所は長年に渡り、名前を含んでいる商標は制限される可能性があると認識してきた。加えてこれらの名前制限は、確立された原理に貢献してきた。この歴史と伝統を見れば、名前条項——内容に基づくが見解中立的な商標制限——は憲法修正第 1 条と両立できると結論づけるのに十分である。本件において当裁判所は、これ以上検討する必要はない。

1

名前の商標登録に対する制限は、長い歴史を持つ。全般的に 2 *McCarthy* §13:5 を参照。このような制限の歴史的根拠は、人は自分自身の名前に対する所有権を有しており、他人の商標により自分の名前の使用を排除されるべきではないという概念にある。当裁判所がかつて説明したように、「人の名前はその人自身の財産であり、その人は他のあらゆる種類の財産と同じく、自分の名前を使用し享受する権利を有する」。 *Brown Chemical Co. v. Meyer*, 139 U. S. 540, 544 (1891)。それが即ち、「誰もが自己の事業において自分自身の名前を使用する権利があるという基本原理」である。*F. Treadway, Personal Trade-Names*, 6 *Yale L. J.* 141, 143 - 144 (1897) (*Treadway*) ; さらに *A. Greeley, Foreign Patent and Trademark Laws* §138, p. 135 (1899) (「あらゆる人が自ら販売する商品に自分自身の名前を付す権利は、自然権として認められており、妨げることにはできない」) も参照。「人は自己の商品又は事業を特定するために自分自身の名前を使用できなければならないという概念は、アメリカの道徳観に深く根付いている」。 *B. Pattishall, D. Hilliard, & J. Welch, Trademarks and Unfair Competition* §2.06 (2001)。

人の自分の名前に対する所有権を認めるが故に、コモンローは名前の商標登録を制限した。これにより人はあらゆる名前を——自分自身の名前ですえ——そ

裁判所の意見

れ単独では商標登録できなくなった。「商標法の初期」において、裁判所は「誰もが取引の目的で自分自身の名前を使用する権利がある……ため、人の名前に商標は存在し得ない」と認めていた。2 *MacCarthy* §13:5 (内部引用符省略) ; さらに *Restatement* §14, *Comment e* (「初期のコモンローでは、取引において自分の名前を使用する制約のない権利の認識が、人名における商標又は商号権の存在を事実上排除していた」) ; *W. Browne, Law of Trade-Marks* §206, p. 219 (2d ed. 1885) (「人は自分の名前だけを単独で商標にすることはできないというのが、原則である」) ; *McLean v. Fleming*, 96 U. S. 245, 252 (1878) (「人は名前だけを単独で、それ以外のものを伴わない状態で、排他的に使用する権利」を取得することはできないと説明している) も参照。

その一方でコモンローは、あらゆる人は同じ名前の人を排除する目的で自分の名前を含む標章を使用することはできないという条件付きで、人が自分自身の名前を含んでいる商標を取得することを認めていた。「取引において自分自身の名前と識別情報を使用する権利の結果として、少なくとも同じ名前ではない他者による使用を阻止する権利が生じる」。J. Rothman, *Navigating the Identity Thicket*, 135 *Harv. L. Rev.* 1271, 1306 (2022) ; さらに *Treadway* 143 - 144 も参照。言い換えると、自分の名前を使用する権利は、同じ名前の別人に対しては排他的になれない。つまり、John Smith は別の John Smith が自分自身の名前を使用することを禁じる商標を取得できない。McLean, 96 U. S., at 252 (「人はたとえ自分自身の名前であっても、同じ名前の他者に対抗する権利は与えられない。ただし、当該他者が、不服申立人により使用される形式の印章やラベル等を用いて、当該他者の商品を不服申立人の製品として表示する場合を除く」) を参照 ; 同意、*Brown Chemical*, 139 U. S., at 542 ; *McNeely v. McNeely*, 62 N. Y. 427, 432 (Ct. App. 1875) ; さらに *Treadway* 143 ; 合意、後掲、p. 10 (BARRETT 判事の意見) も参照。ドイツのニュルンベルク近郊でそれぞれ独自に鉛筆を製造していた 2 人の人物、John L. Faber と John H. Faber の事件を考えてみよう。どちらも自分が製造した鉛筆に同じ名前の印章を押していた。ニューヨーク州最高裁判所は、どちらも「自分自身の鉛筆に自分自身の名前を付す権利がある」ことを認めた上で、一方が他方の名前を事実上商標登録することを許可しなかった。Faber v. Faber 事件, 3 *Abb. Pr. (N. S.)* 115, 116 (1867)。

コモンローが生存中の別人の名前の商標を申請する人に対して保護を与えていたといういかなる証拠も、当裁判所は見出していない。逆に、英国の裁判所は、別人の名前で製品を販売すれば詐欺で訴えられる可能性があるとして認めていた。例えば、*Singleton*, 3 *Dougl.* 293, 99 *Eng. Rep.* 661 ; *Croft v. Day*, 7 *Beav.* 84, 88, 49 *Eng. Rep.* 994, 996 (1843) (「いかなる者も自分の商品を他者の商品として販売する権利はない」) を参照。この認識は我が国に引き継がれた。McLean, 96 U. S., at 252 (「人は自分自身の名前に関して、異なる名前の貿易業者又は取引業者に対抗する商標としての権利を獲得できると述べることは、間違いなく正しい」) を参照 ; さらに *Faber*, 3 *Abb. Pr. (N. S.)*, at 116 も参照。詐欺行為がない場合でも、「人は自分自身の名前に関して、異な

裁判所の意見

る名前の人に対抗する商標としての権利を獲得できる」という確立された解釈と、別人の名前を商標登録する権利との折り合いをつけることは、不可能ではないにしろ、難しいだろう。Gilman v. Hunnewell, 122 Mass. 139, 148 (1877); さらに Thaddeus Davids Co. v. Davids Mfg. Co., 233 U. S. 461, 472 (1914) (人が「取引において自分自身の名前を使用する権利」を強調している) ; Faber, 3 Abb. Pr. (N. S.) at 116 (「その製造業者は自分自身の鉛筆に自分自身の名前を付す権利があった」) も参照。これに関連して、人は自己の事業において他者の名前を使用する契約を結ぶことができる。例えば、McLean, 96 U. S., at 249 (「丸薬に自分の名前を付している医師が.....その使用権を他者に売却した」ことを説明している) ; さらに L. E. Waterman Co. v. Modern Pen Co., 235 U. S. 88, 96 (1914) ; Meriden Britannia Co. v. Parker, 39 Conn. 450, 453 (1872) (「彼らは申立人たちと契約を結び、その契約と後の契約により申立人たちは、商標の構成部分として名前『Rogers』が刻印された銀メッキのスプーンとフォークを製造販売する.....権利を取得した」) を参照。もし事業において生存中の別人の名前を随意に使用できるのであれば、このような契約はほとんど意味がないだろう。このように名前の商標登録に対するコモンローのアプローチは、人が自分自身の名前を使用する権利のみを保護していた。

このコモンローの解釈は、連邦制定法に引き継がれている。最初の連邦商標法は、商標は単なる名前以外のものを含まなければならないという要件を盛り込んでいた。Act of July 8, 1870, §79, 16 Stat. 211 を参照。その要件はほぼ無傷で残っている。§1052(e)(4) (「主に名字だけである」場合、商標の登録を禁じている) を参照。数十年後、連邦商標法は「本法のいかなる規定も、出願人の名前であることを理由に、本来ならば登録可能な商標の登録を妨げるものではない」と強調した。Act of Feb. 18, 1911, ch. 113, 36 Stat. 918 (強調追加)。さらにランハム法は後に「コモンロー商標保護の主要な特徴を組み込んでおり」、そのためにゼロから書かれた商標法ではなく「現行法.....を表明するものである」。Restatement §9, Comment e ; さらに W. Derenberg, Trade-Mark Protection and Unfair Trade 22 (1936) (「連邦商標法の機能は基本的に証拠機能であり、根底にあるコモンロー商標権を反映しており、その商標権の存在により証拠機能も変動する」と説明している) も参照。そのためランハム法が「本人の同意書による場合を除き、生存中の具体的な個人を特定する.....名前」を含んでいる標章の登録を禁じる名前条項を盛り込んだことは驚くに値しない。§1052(c)。名前条項は、名前が商標となる場合には慎重に名前を取り扱うコモンローを反映している。

名前の商標登録に対する制限も、商品の出所を特定するという商標法の歴史的原理を反映している。Hanover Star Milling Co. v. Metcalf, 240 U. S. 403, 412 (1916) (「商標の主要かつ適切な機能は、その商標が貼付されている物品の出所又は所有権を特定することである」) ; 同意、後掲、p. 8 (BARRETT 判事の意見) を参照。商標保護により、消費者は製品の出所を知った上で、製造業者の評判と信用に基づいて製品を評価できるようになる。Restatement §9, Comment b を参照 ; さらに Powell v. Birmingham Vinegar Brewery Co.,

裁判所の意見

13 Rep. Pat. Cas. 235, 250 (Ct. App. 1896) (Lindley 控訴院判事) (「彼が使用した標章は彼の商品に対する評判をもたらした。彼の取引はその評判に負うところが大きい。彼の標章が彼の商品を売り込んでいる」) も参照。名前条項は別人の名前の使用を禁じることにより、消費者が製品に責任を負う人について間違えないようにするという伝統的原理を反映している。さらに *Hanover Star Milling Co.*, 240 U. S., at 412 - 413 (「商標侵害の不正行為の本質は、特定の製造業者又は販売業者の商品を他者の商品として販売することにある」) を参照。

さらに名前条項は、商標とその標章所有者の評判保護との確立された関係を尊重している。当裁判所は長年に渡り、商標がその標章所有者の評判を保護することを認めてきた。McLean, 96 U. S., at 254 (商標は「標章所有者が自身の技能、努力及び誠実さに対する評判から生まれる利益を獲得できるようにする」ことを説明している) を参照；さらに *Hanover Star Milling Co.*, 240 U. S., at 412 - 413, 414 ; *Celluloid Mfg. Co. v. Cellonite Mfg. Co.*, 32 F. 94, 97 (CC NJ 1887) (Bradley 判事) も参照。このような保護は、標章が人の「労働、技能及び金銭の消費」から「価値を獲得」できることを示している。San Francisco Arts & Athletics, Inc. v. United States Olympic Comm., 483 U. S. 522, 532 (1987) (内部引用符省略) ; 同意、McLean, 96 U. S., at 251。したがって、人が他者の標章を使用すると、「その標章所有者は苦勞して獲得した評判の果実を奪われる」。Amoskeag Mfg. Co. v. Spear & Ripley, 2 Sandf. 599, 606 (NY Super. Ct. 1849)。特定の人の商標は「その人の真正な印章」であり、「他者が使用した場合、当該他者は所有者の評判を盗用しており、所有者は品質をコントロールできなくなる。Yale Elec. Corp. v. Robertson, 26 F.2d 972, 974 (CA2 1928) (Hand 判事)。「たとえ盗用者が商標を毀損しない又はそれを用いて売上を流用しないとしても、これは権利侵害である；評判は、顔と同様に、その所有者及び創作者の象徴であり、他者は仮面としてのみ使うことができる」。同書。

このような商標と評判の関係は、標章に人の名前が含まれていると更に強力になる。「人の名前は、商標の一例として推奨できるほど強力ではないか？」*Ainsworth v. Walmsley*, 1 L. R., Eq. 518, 525 (1866)。実際、商標に関する英国のコモンローは、「自分自身の労働又は技能の成果である……商品を販売した人たちが、自分自身の名前を付して……それらの商品を特定し始めた」という事実から生まれた。*Pattishall, Constitutional Foundations*, at 457。既に説明したように、第 14 修正の採択までは事実上、商標は「実際に製造業者の名前だけを意味していた」。Pattishall, *Two Hundred Years*, at 128。さらに当裁判所は長年に渡り、名前とその人の信用とを関連づけてきた。McLean, 96 U. S., at 252 ; *L. E. Waterman Co.*, 235 U. S. at 96 (「彼は自分の名前に付随する信用をそのパートナーシップに譲渡すると主張した」) を参照。このように名前条項は、個人の名前を他者が使用するのを防ぐことにより、「その名前の個人の評判」を保護している。後掲、p. 9 (BARRETT 判事の意見)。

裁判所の意見

当裁判所はこれらの原理を適用して、いかなる者も別の事業体が自身の名前で構築してきた信用に便乗する憲法修正第 1 条の権利はないことを認めてきた。当裁判所は San Francisco Arts & Athletics, Inc. 事件において、「米国オリンピック委員会 (USOC) の『同意なしに』、『あらゆる人』が特定の目的で『オリンピック』という言葉を使用する」ことを禁じた 1978 年アマチュアスポーツ法の規定を支持し、違反に対して『ランナム法に定める救済』を課した。483 U. S., at 528 (36 U. S. C. §380(a)を引用している；変更省略)。当裁判所は、「『オリンピック』という言葉の価値は USOC『自身の力量と行動力』の成果であった」と「連邦議会が合理的に判断できる」ことを理由に、その同意要件は憲法修正第 1 条に違反するという主張を却下した。483 U. S., at 532-533 (Zacchini v. Scripps-Howard Broadcasting Co., 433 U. S. 562, 575 (1977)を引用している)。確かに申立人は政治的問題について発言する憲法修正第 1 条の権利を有しているが、「オリンピック」という言葉の「顧客吸引力」及びその言葉に価値を与える USOC の懸命な努力を「利用する」権利はない。483, U. S., at 539 (内部引用符省略)。名前条項は同様の利益を保護している。その人自身の名前の使用权を保護することで、名前条項は「生産者に自身の良い評判の恩恵を保証している」。Park 'N Fly, Inc. v. Dollar Park & Fly, Inc., 469 U. S. 189, 198 (1985)；さらに Pattishall, Two Hundred Years, at 121 (商標法がどのように人の「商業上の識別情報」を保護し、その人が自身の労働の果実を享受できるようにしている)かについて説明している)も参照。

2

名前の商標登録を制限する伝統は憲法修正第 1 条と共存してきたのであり、名前条項はその伝統の中に上手く収まっていると、当裁判所は結論づける。この法理の詳細は時代と共に変わってきたが、人は一般に自分自身の名前のみに関する請求権を持っているという点は、ずっと変わらない。名前条項は、生存している他者の名前の商標を同意なしに取得することを禁じ、その他者の評判と信用を保護することにより、このコモンローの伝統を反映している⁴。

⁴ BARRETT 判事は異なるアプローチを取り、名前条項を反映する歴史的ルールが必要であると示唆している。後掲、p. 11 参照。しかし、違憲審査に対する歴史重視のアプローチは、基本的に歴史的双子を必要としない。New York State Rifle & Pistol Assn., Inc. v. Bruen, 597 U. S. 1, 30 (2022)を参照。BARRETT 判事が挙げた事例も名前条項の歴史的基盤を損なうものではなく、名前の商標登録の異なる側面を提示している。例えば彼女は、「亡くなって久しい有名人の名前」を含んでいる商標に係る事件を根拠としている。Barrows v. Knight, 6 R. I. 434, 438 (1860)；さらに Stephano Bros., Inc. v. Stamatopoulos, 238 F. 89, 93 (CA2 1916)（「この事件において採用された名前は、少なくとも紀元前 1,000 年に生きていた有名なエジプトの歴史的人物である」）を参照。当裁判所が検討している名前条項の部分は、「生存中の具体的な個人の」名前だけに関係している。§1052(c) (強調追加)。さらに彼女が挙げた他の事例は、既に一般用語又は記述用語となっている名前に関係している。Messerole v. Tynberg, 4 Abb. Pr. (N. S.) 410, 414 (NY Ct. Com. Pl. 1868)（「『Bismarck』という言葉」を「俗語及び一般に使用される用語」として扱っている）；Medlar & Holmes Shoe Co. v. Delsarte Mfg. Co., 46 A. 1089, 1091 (CC NJ 1900)（亡くなったフランスの画家デルサルトの名前を「一般用語又は記述用語」として扱っている）を参照。

裁判所の意見

これは何も、商標法に関して政府が新局面を開けないという意味ではない。本件においては内容に基づく商標制限を正当化する上で、伝統的な商標法のしっかりした基礎知識があれば十分であるが、他の場合に何が必要又は十分かについて当裁判所は意見を述べない。確かに **BARRETT** 判事が言うように、歴史的類似性のない内容に基づく商標制限を提起する事件では、異なるアプローチが要求されるかもしれない。後掲、p. 15。しかし、現在目の前にある比較的単純な事件に対処する上で、当裁判所はそのような包括的理論を展開する必要はない。後掲、p. 1 を参照 (**KAVANAUGH** 判事、一部同意意見)。

名前条項は名前の商標登録に関するコモンローの伝統と調和していると、当裁判所は結論づける。当裁判所は、商標における他者の名前の使用制限を支えている、この長年に渡る伝統を乱す理由を見出せない。

III

当裁判所の判事たちは、2 つの類推により名前条項を検討した。どちらも本件では説得力がない。双方の類推に基づき、煎じ詰めれば 1 人の判事が商標法の「目的に照らして合理的」と確信するものに到達した。後掲、p. 5 (**SOTOMASYOR** 判事の意見) ; 後掲、pp. 7 - 8 (**BARRETT** 判事の意見) を参照。しかし、そのアプローチに関係なく、名前条項は憲法修正第 1 条に違反しないという点で、全員の意見が一致している。

SOTOMASYOR 判事は「判例の要素」をまとめた結果、商標登録は政府の取り組み又は利益であるため、商標登録に高度な審査は適用されないと結論づけた。後掲、p. 8。この結論の根拠は主として、労働組合費を徴収するための公的給与支払名簿の使用に政府が現金補助金又は条件を提示している複数の事件にある。同上参照。しかし、これらの事件は「憲法修正第 1 条判例法の特種な領域を占めており、商標の登録とはかけ離れている」。Tam, 582 U. S., at 241 (複数意見)。これらの政府給付金事件は、名前条項にうまく適合しないため、当裁判所は **SOTOMASYOR** 判事も認めているように支配的ではないこの判例を、本件の商標紛争に接ぎ木することはなかった。後掲、pp. 8 - 9。

BARRETT 判事は、**SOTOMASYOR** 判事による賛同を得て、かつて当裁判所が「限定的な公開討論会」に対して用いた基準を持ち込んだ。当裁判所の判例によれば、政府は「特定のグループによる使用又は特定の主題の討論に限定される公開討論の場を設けることができる」。Pleasant Grove City v. Summum, 555 U. S. 460, 470 (2009)。**BARRETT** 判事は、なぜそのアプローチが商標の状況に当てはまるのかについてほとんど説明せず、商標法の内容重視の性質ゆえに限定的な公開討論会の枠組みが「適切である」と断言するのみである。後掲、p. 7。彼女はこの類推を内容重視の性質に無理に押し込めようとしているが、限定的な公開討論会の基準はどう考えても公開討論の場を設けることに関するものである。加えて、連邦商標登録が限定的な公開討論会に類似しているとは思えない理由がある。まず、限定的な公開討論会の講演者とは異なり、標章所有者は商標登録について顧客と意見を交換することはない。むしろ政府が認めているように、商標登録は「潜在的な侵害者に対し、同一又は

裁判所の意見

混同を生じるほど類似の標章を使用すれば責任を問われる恐れがあると警告する方法である」。Tr. of Oral Arg. 19。さらに政府は以前、商標の連邦登録を規定することにより政府は意見交換の場を設けなかったと主張した。Matal v. Tam 事件における答弁書、O.T. 2016, No. 15-1293, p. 4（「政府は本件において公開討論の場を設けなかった」）；Tr. of Oral Arg. in Iancu v. Brunetti, O. T. 2018, No. 18-302, p. 27（「当裁判所はそれを限定的な公開討論会とはみなしていない」）を参照。類似する討論会がなければ、限定的な公開討論会の基準を適用すべき理由を理解するのは難しい。当裁判所は名前条項の合憲性を決定するために、問題をはらんだ類推を採用する必要はない。

方法論の違いにもかかわらず、SOTOMASYOR 判事と BARRETT 判事は共に、名前条項は憲法修正第 1 条に違反しないという同じ結論に達している。この最終結果について、異論はない。しかし、当裁判所は曖昧な類推を前提とする合理性基準を採用するのではなく、名前条項は憲法修正第 1 条に抵触しないと十分に証明できるほど歴史的伝統に深く根差していると結論づける。

IV

当裁判所の今日の判決は限定的である。内容に基づくが見解中立的な全ての商標制限が合憲かどうかを判断するための包括的な枠組みを定めていない。その上、内容に基づくあらゆる商標制限を支持するには、同等の歴史と伝統が必要であるとも示唆していない。当裁判所は、本件における特定の制限、即ち連邦商標法§1052(c)の名前条項が憲法修正第 1 条に違反していないことを歴史と伝統が証明していると判示するだけである。商標制限が憲法修正第 1 条に違反するかどうかについて、歴史と伝統だけでは回答できない状況が生じるかもしれないが、それは今日ではない。当裁判所は将来の事件において、「見解中立的で内容に基づく商標制限」が「そのような歴史的背景」がなくても合憲かどうかという「異なる問題」を検討することができる。後掲、p. 1（KAVANAUGH 判事の意見）。控訴裁判所の判決は、破棄される。

KAVANAUGH 判事の一部同意意見

合衆国最高裁判所

No. 22-704

商務省知的財産担当次官 兼 米国特許商標庁長官
KATHERINE K. VIDAL (上告人) 対 STERVE ELSTER 事件

連邦巡回控訴裁判所に対する移送命令に関して

[2024 年 6 月 13 日]

KAVANAUGH 判事の一部同意意見に、首席判事が参加している。

私は Part III を除く当裁判所の意見に参加する。とりわけ商標において他者の名前の使用を制限する長い歴史を考慮して、名前条項が合憲であるという点で、私は当裁判所と同意見である。私の考えでは、見解中立的で内容に基づく商標制限は、そのような歴史的背景がなくても十分に合憲と思われる。当裁判所は将来の事件において、そういった異なる問題を必要に応じて検討することができる。例えば、後掲、pp. 7 - 9 (BARRETT 判事、一部同意意見) を参照。

BARRETT 判事の一部同意意見

合衆国最高裁判所

No. 22-704

商務省知的財産担当次官 兼 米国特許商標庁長官
KATHERINE K. VIDAL (上告人) 対 STERVE ELSTER 事件

連邦巡回控訴裁判所に対する移送命令に関して

[2024 年 6 月 13 日]

BARRETT 判事の一部同意意見に、KAGAN 判事が参加し、Part I、II 及び III-B に関して SOTOMASYOR 判事が参加し、さらに Part I 及び II に関して JACKSON 判事が参加している。

私は名前条項が憲法修正第 1 条に違反しないという点で当裁判所と同意見であるが、その一部の理由づけには同意しない。当裁判所は「歴史と伝統」が名前条項の合憲性を決定づけると主張し、内容に基づく商標登録制限が言論の自由の権利を奪うかどうかを判定する基準を採用する必要はないとしている。ここで 2 つの誤りを犯している。第一に、19 世紀後期と 20 世紀初期における関連性が曖昧な事件で構成される当裁判所の証拠は、名前条項との歴史的類似性を証明していない。第二に、当裁判所は、なぜそれぞれの制限ごとに歴史的祖先を探し求めることが、違憲問題を分析する正しい方法なのかを説明していない。私としては、商標法と憲法修正第 1 条の判例との双方に根差し、内容に基づく商標登録制限と言論の自由との関係を反映する基準を採用したい。私が考えるに、このような制限は新旧を問わず、出所識別を促進するという商標制度の目的に照らして合理的である限り許容可能である。

I

内容に基づく言論規制は、一般的な問題としては「違憲と推定される」。Reed v. Town of Gilbert, 576 U. S. 155, 163 (2015)。「この一般的禁止の論理的根拠は、内容に基づく差別により『政府が市場から特定の思想や見解を事実上操作できるのではないかという妄想を引き起こす』ことである」と、当裁判所は説明した。R. A. V. v. St. Paul, 505 U. S. 377, 387 (1992) (Simon & Schuster, Inc. v. Members of N. Y. State Crime Victims Bd., 502 U. S. 105, 116 (1991) を引用している)。その一方で当裁判所は、「思想の公的抑圧が行われている現実的な可能性がない」ような特定の状況では、この推定は当てはまらないと認めてきた。Davenport v. Washington Ed. Assn., 551 U. S. 177, 189 (2007) (R. A. V., 505 U. S., at 390 を引用している)。

BARRETT 判事の一部同意意見

私は、内容に基づく商標登録制限が違憲の推定を誘発しないという点で、当裁判所と同意見である。前掲、p. 6 を参照。連邦商標法は建国時には存在しておらず、米国の商標法は 19 世紀半ばまで本格的に発展しなかったため、私は当裁判所が言論の自由条項の本来の意味について主張しているとは思わない。しかし当裁判所が暗黙的に認めているように、建国時代の証拠がないからといって、内容に基づく商標登録制限が本質的に違憲の疑いがあるというわけではない。1 世紀を超える判例の価値は、商標法が政府の言論弾圧の使い勝手のよい道具として機能することなく、常に内容に基づくものであったことを示している。憲法修正第 1 条は、商標制限を「違憲と推定される」ものとして扱うことにより、この長く続く安定した制度をひっくり返すことを要求していない。Reed, 576 U. S., at 163。

A

当裁判所が説明しているように、商標法は初期の形態ではあるが、建国時に存在していた。前掲、p. 7 ; B. Pattishall, *The Constitutional Foundations of American Trademark Law*, 78 *Trademark Rep.* 456, 457-459 (1988)。最初から商標保護は、「本質的に内容に基づく試みであった」。前掲、p. 7。初期の英国法及び米国法は、生産者が自分の商品に別の生産者の商標を付すことを禁止していた。つまり、その標章の内容と被疑侵害使用の内容を比較することで禁止が判断されていた。前掲、pp. 7-8。それだけでは、全ての種類の内容に基づく商標規制が高度な審査を免れるべきであると証明できない。より重要な点として、裁判所と立法機関は長い間、法的保護に値する標章を識別する際に、内容に基づいて差別してきたのである。前掲、pp. 9-10。この歴史は、私が考えるに、なぜ当裁判所が内容に基づく商標登録制限を高度な審査に基づいて評価する必要がないのかを理解する上で重要な意味を持つ。

商標法は 19 世紀半ばに軌道に乗った後、間違いなく内容重視の性質を備えていた。初めて報告された米国の商標事件である *Thomson v. Winchester* は、2 人の当事者が関与しており、どちらも "*Thomsonian Medicines*" の名前で医薬品を販売していた。36 *Mass.* 214, 216 (1837)。E. Rogers, *Some Historical Matter Concerning Trade-Marks*, 9 *Mich. L. Rev.* 29, 42 (1910) を参照。当裁判所はこの事件を、商標保護の内容重視の性質を表すものとして引用している。前掲、pp. 8-9。実際、*Thomson* は、被告が自身の商品を原告の名前で販売した場合、詐欺未遂として責任を問われる可能性があるとして説明した。36 *Mass.*, at 216。しかし裁判所は、もし被告が「自分の商品の一般的特性を示す一般用語として、自分の商品を *Thomsonian* と呼んだ」のであれば、結果は変わるだろうと説明した。同書。なぜなら「その用語が医薬品の一般的な種類、品質及び分類を記述する一般的な意味を獲得している場合」、原告である *Thomson* はその名前を使用する排他的権利を主張できないためである。同書。言い換えれば、言葉や語句が商標保護の資格を得られるかどうかは、「その伝達内容」にかかっている。Reed, 576 U. S., at 163。

BARRETT 判事の一部同意意見

およそ 10 年後、ニューヨーク州高等裁判所は *Amoskeag Mfg. Co. v. Spear & Ripley*, 2 Sandf. 599 (1849)において、この内容重視の原則を更に発展させ、長期に渡り商標紛争に関する「米国の重要な司法判断とみなされてきた」。B. Pattishall, *Two Hundred Years of American Trademark Law*, 68 Trademark Rep. 121, 125 (1978)。同裁判所は、「全ての製造業者が.....自分のものと知らせるために独自の標章又は図形により、自分が製造又は販売する商品を区別する明白な権利を有する」ことに同意した。*Amoskeag*, 2 Sandf., at 605。しかし商標法は、商品の「真正な産地又は所有権」——即ち、出所——「を明示する」標章の「排他的使用において製造業者を保護する」だけである。同書、p. 606。製造業者は、商品の「名前と品質」——即ち、出所ではない——のみを示す「言葉、文字、図形又は記号」に関して保護可能な商標を主張することはできない。同書。結局、類似商品の生産者たちは、「同様に当てはまる」同じ言葉や記号を使用する可能性があるため、「同じ目的にそれらの言葉や記号を使用する平等な権利」を有するべきである。同書、p. 607。

裁判所は何十年にも渡りこの原則を反復し適用してきた。例えば、*Wolfe v. Goulard*, 18 How. Pr. 64, 67 (N. Y. Sup. Ct. 1859) ; *Falkinburg v. Lucy*, 35 Cal. 52, 64 (1868) ; *Filley v. Fassett*, 44 Mo. 168, 176-177 (1869) ; *Congress Spring Co. v. High Rock Spring Co.*, 45 N. Y. 291, 295 (1871)を参照。例を挙げると、ジンの製造業者は、用語"*Schiedam Schnapps*"が既にジンの一般名称として機能している場合、この用語に対する排他的権利を主張できなかった。*Wolfe*, 18 How. Pr., at 67。しかし、ストーブ製造業者は、製品の「型式、品質又は特性の単なる記述的表示」ではない識別性のある語句として、用語"*Charter Oak*"を商標登録することができた。*Filley*, 44 Mo., at 176-177。当時も現在と同様に、裁判所は、標章が「それを採用している人のものとして貼付された物品を識別し、他者のものと区別する」場合に限り、保護に値すると理解していた。*Gillott v. Esterbrook*, 47 Barb. 455, 462 (N. Y. Sup. Ct. 1867), 原判決支持、48 N. Y. 374 (1872) ; さらに *Matal v. Tam*, 582 U. S. 218, 223 (2017)も参照。この審理は本質的に内容に基づくものである。

州に対する憲法修正第 1 条を組み込んだ 1868 年の第 14 修正の承認は、裁判所に方向転換を促さなかった¹。裁判所は引き続き、提示された商標をその内容に基づいて審理した。同様に、1871 年に出された当裁判所の最初の商標判決は、「法的保護を受ける権利のある」商標を定義するために、*Amoskeag* 事件の内容に基づく基準を引用している。*Canal Co. v. Clark*, 13 Wall. 311, 323-324 (1872) ("*Pennsylvania wheat*"及び"*Virginia tobacco*"を含む「地理的名称」は、「生産者ではなく生産地を示すだけ」なので、商標として保護することはできないと結論づけている)。前掲、p. 10 を参照。このように憲法修正第 1 条を商標法に適用できたであろう初期の段階では、とりわけ商標の定義そのものに関して、内容に基づく差別が標準であった。

¹ 裁判所にとって憲法修正第 1 条と 1868 年以前の商標法との関係を検討する理由がなかったのだろう。この修正以前は、憲法修正第 1 条は連邦政府に対してのみ適用されており、1870 年まで連邦商標法は存在しなかった。前掲、pp. 8-9。

BARRETT 判事の一部同意意見

商標登録制限もこれに追随した。連邦登録は商標を主張する上で必須ではなかったものの、「商標所有者に重要な法的権利と恩恵を与える」と共に、「商標の完全な保護を保証する助けとなる」。Matal, 582 U. S., at 225-226 (内部引用符省略)。当然のことながら、当裁判所が指摘するように、連邦議会の最初の商標法には、連邦登録に対する一定の内容に基づく制限が盛り込まれていた。Act of July 8, 1870, §§77, 79, 16 Stat. 210-211 ; 前掲, p. 9 を参照。そして現在、ランナム法の登録基準はそれぞれ、出願人の標章の内容に言及している。15 U. S. C. §1052 を参照。このように裁判所が長年に渡り内容重視の線に沿って商標保護の基準を確認してきたように、連邦議会も内容重視の線に沿って強化された商標保護の規則を定めてきた。

B

結局のところ、内容に基づく差別は長い間「商標の目的と制限にとって必要」であった。Legal Services Corporation v. Velazquez, 531 U. S. 533, 543(2001) (「特定のメディア」内における言論制限の合憲性を判断するために、当該メディアの「一般に認められた慣習」を検討している) を参照。法律が商標を保護する理由は、商標によって消費者が購入予定の商品を識別しやすくなり、生産者が「自身の生産物の良い評判に付随する金銭的報酬を獲得」できるようにするためである。Jack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC, 599 U. S. 140, 146 (2023) ; さらに Falkinburg, 35 Cal., at 64 も参照。しかし商標は、実際に出所識別子として機能する場合に限り、これら双子の目的を達成できるのであって (Jack Daniel's, 599 U. S. at 146 を参照) 、上記に説明したように、これが内容に基づく問題である (前掲, pp. 4-5 を参照) 。

これらの内容に基づく商標規則は長年に渡り、言論の自由条項と共存してきたのであり、双方の機能は概して共存可能である。裁判所は「思想を……抑圧する」ためではなく、商標法の目的を果たすためだけに、内容に基づく規則を適用してきた。Davenport, 551 U. S., at 189 (内部引用符省略) を参照。もちろん、これらの商標制限は実際に「思想の自由市場への干渉」を防止する助けになる (同書, p. 188) が、単独の生産者が一般領域の言葉や語句を排他的に占有できないことを商標制限が保証する場合に限られる (Wolfe, 18 How. Pr., at 67 を参照) 。とはいえ、政府が内容に基づく商標登録制限を悪用しないとは言いきれないため、私が以下に説明するように、これらの制限は審査を免除されていない。しかし、「思想の公的抑圧が行われている」可能性を知らせる警報ベルは鳴っていない。Davenport, 551 U. S., at 189 (R. A. V., 505 U. S., at 390 を引用している) 。それゆえ、内容に基づく商標登録制限を違憲と推定されるものとして扱う必要はないという点で、私は当裁判所と同意見である。前掲, p. 6。

BARRETT 判事の一部同意意見

II

内容に基づく登録制限は、厳格審査を誘発するものではないが、依然として司法審査の対象である。ゆえに当裁判所は、名前条項に対する *Elster* の申立を評価する方法について決定しなければならない。

訟務長官は、本質的に内容に基づく別の領域、即ち限定的な公開討論会との類似性を当裁判所が引き出すことを提案している。政府が限定的な公開討論の場を設けて、特定の目的の講演のために自己の所有物を解放する場合、必然的に政府は「特定のグループ又は特定の主題の討論に適した所有物を保有」しなければならない。 *Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va.*, 515 U. S. 819, 829 (1995)。「その所有物の使用目的に適合した」討論会を維持する上で、内容に基づく制限は「固有かつ不可避である」。 *Perry Ed. Assn. v. Perry Local Educations' Assn.*, 460 U. S. 37, 49 (1983)。したがって、これらの制限を違憲と推定されるものとみなし、厳格審査を適用するのは不適切である。かといって、全ての制限が許容可能なわけではない。これらの規則を評価するために、当裁判所は「その規則が問題の討論会が果たす目的に照らして合理的かどうか」を検討する。同書。これにより、政府が「自ら設定した合法の境界線を侵さない」ことが保証される。 *Rosenberger*, 515 U. S., at 829。

私は商標登録制度を「限定的な公開討論会」の定義に無理に押し込めようとはしないが、訟務長官の類推は適切である²。内容に基づく差別は、限定的な公開討論会に暗示されているのと同様に、商標登録制度「の概念に暗示されている」。 *Perry*, 460 U. S., at 49。連邦登録は、標章を登録する標章所有者に強力な法的権利を与えることにより「標章を保護する助けとなっている」。 *B&B Hardware, Inc. v. Hargis Industries, Inc.*, 575 U. S. 138, 142 (2015)。連邦議会は、商標の歴史的目的を調和させながら、「標章所有者に対して業務上の信用を保証し、競合する生産者を識別する消費者の能力を守るために、商標の国家的保護」を規定した。 *Park 'N Fly, Inc. v. Dollar Park & Fly, Inc.*, 469 U. S. 189, 198 (1985)；前掲、pp. 4-5 を参照。標章がこれらの目的を達成できるのは、標章が「その製品に責任を負う者を公衆に知らせる」場合だけである。 *Jack Daniel's*, 599 U. S., at 146。これが内容に基づく要件である。

商標登録の内容に基づく基準は、標章所有者の信用保護及び消費者の混同防止に適切に関連づけられている限り、言論の自由の権利を奪うことはない。特定の制限は、登録された標章が実際に出所識別子として機能することを保証する上で有効であれば、これらの目的を果たす。とりわけ「登録の最も重要な基準は、その標章が実際に商品を識別し区別する『商標』として機能することである」。同書 (3 J. McCarthy, *Trademarks and Unfair Competition* §19:10 (5th ed. 2023) (McCarthy) を引用している)。他の登録基準は、この最も重要な要件を実行する助けとなる。例えば、ランハム法は出願人の商品の「記述

² THOMAS 判事は思い違いから、私が連邦商標登録を限定的な公開討論会として提示したと示唆している。前掲、p. 21。それは私の見解ではない。むしろ私は、限定的な公開討論会の内容重視の性質が商標登録制度に似ていると考える。さらに限定的な公開討論会の枠組みが「適切である」という断固たる表明として、私の主張を特徴づけることにより、THOMAS 判事は類似性を引き出すための私の理由を無視している。同上。

BARRETT 判事の一部同意意見

的表示にすぎない」標章の登録を禁じている。15 U. S. C. §1052(e)(1)。商標の初期段階において裁判所がたびたび説明していたように、商品の種類や品質の説明にすぎない標章は必ずしもその出所を識別しない。前掲、pp. 4-5 を参照。この「記述的」標章の登録阻却事由は同様に、登録された標章により商品の出所が誤認されることも防止している。15 U. S. C. §1052(a)。

名前条項は、この基準に合格している。生存している別の人物の名前を本人の同意なしに含んでいる商標は、明らかに出所混合を生じる可能性がある。さらに名前条項は、生産者の信用保護にも一役買っている。標章所有者が自分の標章に別人の名前を自由に使用することにより、その別人が生産者であれば、当該別人の評判を不正に利用できる。逆に言えば、標章所有者の商品やサービスが粗悪である場合、当該別人の評判を損なう可能性もある。

Elster は、ドナルド・トランプが標章"Trump too small"に責任を負っていると消費者は考えないだろうと抗議している。Brief for Respondent 35。それゆえ Elster は、名前条項が一般的には出所混同を防止しているとしても、彼の出願標章の登録拒絶はこれに当てはまらないと主張している。しかし連邦議会は、とりわけ高度な審査が適用されない場合には、絶対的な判断を下す権利を与えられている。概して生存中の別人の名前を同意なしに含んでいる標章を保護すれば、商標の目的を損なう恐れがあると、政府は合理的に判断できる。したがって名前条項は、表面的にも Elster の標章に適用した場合でも、合憲である。

III

当裁判所は一般的に適用可能な原則を採用するのではなく、名前条項を単独で評価し、当該条項の歴史と伝統と想定されているものを決定要因として扱っている。私の考えでは、歴史的記録だけでは名前条項の合憲性を証明するには不十分である。一つの理由として、その記録は当裁判所の結論を裏付けていない。もう一つの理由として、伝統を憲法修正第 1 条問題の解決の鍵として扱うという当裁判所の選択に、私は不賛成である。

A

まず、当裁判所の歴史である。「名前の商標登録を制限する伝統」は 19 世紀後期に始まったというのは本当である。前掲、p. 19。当裁判所が言うように、言葉や記号を一切伴わない、人の名前それ自体では、基本的に商標としての資格は得られなかった。McLean v. Fleming, 96 U. S. 245, 252-253 (1878) ; 前掲、p. 13 を参照。また、人は常に自分と同じ名前の別人に対して、自分自身の名前が含まれている商標を主張することはできなかった。Brown Chemical Co. v. Meyer, 139 U. S. 540, 542 (1891) ; 前掲、p. 14 を参照³。最初の連邦商標法はこれらの原則を反映し、「他者により使用された場合と同じ名前と十分

³ ただし 20 世紀初頭まで裁判所は、「出所に関する混同の可能性がある場合でさえ、同じ名前の新参者」に対して人名標章を執行していた。2 McCarthy §13:8; L. E. Waterman Co. v. Modern Pen Co., 235 U. S. 88, 94 (1914) を参照。

BARRETT 判事の一部同意意見

に区別できる標章を伴っていない、人名、会社名又は法人名だけ」の標章の登録を禁じていた。§79, 16 Stat. 211。現在もランナム法は引き続き、「主に名字だけ」である標章の登録を禁じている。15 U. S. C. §1052(e)(4)。

その一方で、コモンローは生存している別人の名前が含まれている商標の申請人に対して保護を与えなかった（つまり名前条項と似ている規則）と、当裁判所は主張している。前掲、p. 14。これについて私はさほど確信がない。Thaddeus Davids Co. v. Davids Mfg. Co., 233 U. S. 461 (1914)における当裁判所の説明によれば、1905 年連邦商標法は「取引業者により商品の販売に使用されているが、コモンロー上の有効な商標ではない標章のほぼ完全な一覧」を掲載していた。同書、p. 467（内部引用符省略）。注目すべき点として、この連邦商標法は、名前条項又はこれに似た条項を盛り込んでいなかった⁴。さらにこのようなコモンロー規則が存在したのであれば、多数意見がそれを確認していない。代わりに当裁判所は、人は別の個人の名前を伴う商標を当該個人に対して主張できなかつたと示唆するものを情報源から引き出している。前掲、pp. 14-15 を参照。さらに、人は別人の名前を用いて、自分の商品を当該別人の商品として詐称通用させる詐欺的試みもできなかった。前掲、p. 14。ここまでは順調。しかし名前条項は、コモンローが容認していた可能性のある、それ以外の他者の名前の使用も禁じている。この点に関して、当裁判所は対抗する証拠を十分に揃えていない。

1860 年にロードアイランド州最高裁判所は、"Roger Williams Long Cloth" という語句がその製造業者の商品を「区別できる」ため、商標として適格であると結論づけた。Barrows v. Knight, 6 R. I. 434, 438。同裁判所の説明によれば、「"Roger Williams"は著名人の名前であるが」、「生存又は死亡している他のあらゆるヒーロー」の場合と同様に、「綿織物に用いられる架空の名前」であった。同書（強調追加）。同様にニューヨーク州裁判所も、名前"Bismarck"を紙襟に「使用する」のは原告が初めてだったため、原告の紙襟を指定するためにその名前を使用する原告の排他的権利を支持した。Messerole v. Tynberg, 4 Abb. Pr. (N. S.) 410, 414 (Ct. Com. Pl. 1868)。ゆえに同裁判所は、「著名なドイツ人の名前」を原告が商標として採用することはできないという被告の主張を却下した。同書、p. 412。要約すると、第 2 巡回裁判所は「その名前が物品の品質／特性の記述的表示又は地理的名称ではないことを条件として、名声と功績を達成した人の名前を商標として採用することを法律は認めている」と説明した。Stephano Bros., Inc. v. Stamatopoulos, 238 F. 89, 93 (1916)。さらに Medlar & Holmes Shoe Co. v. Delsarte Mfg. Co., 46 A. 1089 (N. J. Ch. Ct. 1900)（「単に架空の名前として使用される有名人の名前は、排他的商標と

⁴ Thaddeus 事件で当裁判所は、「独特の方法で表記又は印刷されていない個人名／会社名／法人名、又は標章が貼付される商品の特性／品質の記述的表示、又は地理的名称／用語だけで構成される」標章の登録を商標法が禁じていることに明確に言及していた。233 U. S., at 467。

BARRETT 判事の一部同意意見

なり得る」) ; W. Browne, *Law of Trade-Marks* §216, pp. 225-226 (2d ed. 1885) (同一内容) も参照⁵。

ランハム法の立法の歴史も、連邦議会の結論を切り落としている。名前条項が既存のコモンローの伝統を成文化したのであれば、名前条項が採用された際にその伝統への何らかの言及があると期待するだろう。しかし名前条項の提案者たちは、異なる正当理由を提示した。名前条項の前身版に関する議論中に、ランハム法の主要な起草者である Edward Rogers は、「偉大な名前を金のためにあらゆる種類の商品に貼付するという考えは、私にはとても不快に感じる」と述べた。Trade-Marks: Hearings on H. R. 9041 before the Subcommittee on Trade-Marks, House Committee on Patents, 75th Cong., 3d Sess., 79 (1938) (H. R. 9041) ; J. Litman, *Keynote Address*, 39 *Cardozo Arts & Ent. L. J.* 855, 856 (2021)を参照。特許庁長官は同意し、「有名人の私生活の名前に関して……自由が奪われているのを見るのは、礼儀正しい彼の感性には衝撃だ」と述べた。H. R. 9041, at 79。その後には彼は、「ブラジャーと婦人用下着に関するウィンザー公爵夫人の名前」の登録申請に言及した。同書。彼らは、コモンローが既にこのような他人の名前の商標としての使用を禁じていることを示唆しなかった。それどころか彼らは、コモンローが認めているように見えるこのような種類の標章について、最も懸念しているようであった。前掲、p. 11を参照。

それゆえ名前条項がその歴史的背景だけを理由に合憲であると断定するのは難しい⁶。恐らくこの事実を認識している当裁判所は、名前の商標登録を制限するコモンローの伝統と称するものに依拠するだけでなく、名前条項と商標の歴史的目的との関係も指摘している。前掲、pp. 16-18。後者の主張は、私自身の主張とよく似ている。名前条項は、提示された標章が出所識別子として機能することを保証し、さらに商標の歴史的目的を果たしながら、信用への影響を防止するために有効であるという点で、私も同意見である。

⁵ 当裁判所は私が挙げた事例に関連性がないと退け、故人の名前に関するものが含まれていることをその理由としている。前掲、p. 19, n. 4。しかし、「Bismarck の名前を紙襟に飾る排他的権利が許可されたのは、ビスマルクの生存中であつた」。J. Pike, *Personal Names as Trade Symbols*, 3 *Mo. L. Rev.* 93, 101 (1938) (Pike)。さらに他の判例は、生存中の有名人の名前を商標登録できることを明確に認めていた (Barrows, 6 *R. I.*, at 438 を参照)、又は故人と生存中の個人に対して規則が異なるかどうかを示していなかった (Stephano Bros., 238 *F.*, at 92-93 を参照)。実際、「著名人がまだ生存していた場合……の規則」に関する「判例はいくぶん不十分であつた」(Pike 100) ため、いずれにしてもコモンローが明確な規則を盛り込んでいたという考えは切り落とされている。

⁶ 当裁判所は、私の批評を「歴史的双子」の要求だとみなしている。前掲、p. 19, n. 4。これに反して私の論点は、当裁判所が自ら設定した「歴史的類似性」基準をクリアしていないことである。非常に類似している歴史的な反証事例の存在が、「歴史と伝統」だけで名前条項の合憲性が証明されるという主張を確実に困難にしている。自らの証拠を決定的なものとして提示することにより、「当裁判所は過大に主張している」。Samia v. United States, 599 U. S. 635, 657 (2023) (BARRETT 判事、一部同意・結論同意意見)。

BARRETT 判事の一部同意意見

B

しかし、「コモンローの伝統」と「歴史的類似性」の存在が、本件を解決する上で十分であるという点で、私は当裁判所に賛成できない。前掲、pp. 19-20。たとえ当裁判所の証拠が盤石だとしても、私はやはりこのアプローチを採用しないだろう。確かに、伝統は憲法判断において正当な役割を果たす。例えば、長期に渡る政治部門の実践が、憲法の本来の意味の理解を強化する場合もある。Consumer Financial Protection Bureau v. Community Financial Services Assn. of America, Ltd., 601 U. S. 416, 442 (2024) (KAGAN 判事、同意意見)。熟慮した実践の過程が、憲法の規定の曖昧さを解消する可能性もある。The Federalist No. 37, p. 229 (C. Rossiter ed. 1961)を参照。前世代の見解が説得力を持つこともあり、先例拘束性の原則の領域では、拘束力さえ持つ。しかし伝統は、それ自体が目的ではない——当裁判所は本件で伝統をそのように用いているのではないかと私は危惧する。

当裁判所は、19 世紀後期と 20 世紀初期の名前制限の伝統が、言論の自由条項の本来の意味の証拠として機能するとは主張していない（できなかった）。Samia v. United States, 599 U. S. 635, 655-656 (2023) (BARRETT 判事、一部同意・結論同意意見)を参照。その上、自ら列挙する歴史を説得力のあるデータポイントとして扱っていない。代わりに、伝統そのものを憲法上の論拠として提示している：19 世紀後期と 20 世紀初期の証拠は、憲法修正第 1 条問題を解決する鍵となる。しかし、そのような方法で伝統を用いる理論的正当性は何か？

歴史と伝統だけに依拠することは、裁判官が作った基準を回避する方法のように見えるだろう。しかし、伝統を解決の鍵とするルール自体も、裁判官が作った基準である。また、一般的に適用可能な原則を採用せずに、そのようなアプローチを用いて本件を解決する正当な理由が私には見当たらない（結局、前者のアプローチの伝統も存在する。例えば、McCulloch v. Maryland, 4 Wheat. 316, 421 (1819) (必要かつ適切条項を適用するための基準を採用している))。言論の自由条項のように広義の文言による条項を適用する過程において、裁判所は必然的に個々の事件を解決するための原則を明確にしなければならない。私は、本件において当裁判所がそうすることを回避できる又は回避すべきだとは思わない。私が Part I-B で説明したように、歴史からの教訓とは、内容に基づく商標制限が長年に渡り出所識別を促進するという商標の目的の中核であり続け、それにより言論弾圧の重大なリスクは生じなかったということである。この原則は、登録制限が「憲法修正第 1 条と上手く協調している」かどうかについて考える、一般的に適用可能な方法を提示している。前掲、p. 12。それを採用することにより、当裁判所は商標法を明確にすべきである。

私としては、当裁判所がこの単一の制限の歴史だけに一点集中することは、木を見て森を見ずだと思う。そのことが、名前条項は「商品の出所を識別するという商標法の歴史的原理を反映している」という、私が中心点と考えるものに、二番目の番付を与えてくれる。前掲、p. 16。原則ではなく歴史的背景を根拠に手続を進める理由が私には見当たらない。その上、当裁判所が認めている

BARRETT 判事の一部同意意見

ように、そのアプローチは時間稼ぎにしかない。つまり、いずれ当裁判所は、歴史的類似性のない商標制限に相對することになり、それを分析するための基準を明確にせざるを得なくなるだろう。前掲、pp. 19-20。

* * *

商標保護は、内容に基づく差別なしには存在できない。内容に基づく登録制限は、商標制度の目的に合理的に関連づけられている限り、合憲である。名前条項はこの阻却事由を明確にしている。私は謹んで部分的に同意する。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

合衆国最高裁判所

No. 22-704

商務省知的財産担当次官 兼 米国特許商標庁長官
KATHERINE K. VIDAL (上告人) 対 STERVE ELSTER 事件

連邦巡回控訴裁判所に対する移送命令に関して

[2024 年 6 月 13 日]

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見に、KAGAN 判事と JACKSON 判事が参加している。

本件は、見解中立的で内容に基づく商標登録条件に対する言論の自由の申立に係る。この種の申立を評価する方法を決定する際、当裁判所には 2 つの選択肢がある。即ち、当該条件の歴史と伝統のみに注目するか、商標法と解決された憲法修正第 1 条の判例に注目するかである。第 1 の選択肢は、特定の商標登録阻却事由の歴史が憲法修正第 1 条と上手く協調するかどうかを検討するものであり、当裁判所はどちらの訴訟当事者も求めている未知の領域に踏み込むことになる。第 2 の選択肢は、当裁判所に踏み慣らされた領域を案内してくれる。私なら踏み慣らされた道を辿らう。

名前条項その他の商標登録規定の合憲性を評価する際、私なら十分な試行を重ねた当裁判所の憲法修正第 1 条の判例に依拠するだろう。当裁判所はこれまで様々な状況において、内容に基づく見解中立的な理由により恩恵を与えないことは、適用された基準が合理的であり、その仕組みが必然的に内容に基づくものである場合、言論の自由条項に違反しないと判示してきた。これは本件の状況にも当てはまる。内容に基づく差別は商標制度の不可避な特徴であり、連邦商標登録は商標所有者に追加の恩恵を与えるにすぎない。ゆえに商標登録の拒絶は、それが「合理的で見解中立的な内容規制」に依拠するのであれば、憲法修正第 1 条と両立する。Iancu v. Brunetti, 588 U. S. 388, 424 (2019) (SOTOMASYOR 判事、一部同意・一部反対意見)。名前条項はこの基準を満たしているため、私はこの根拠のみにより当該規定の合憲性を支持する。

I

A

本件は、ランハム法における商標登録阻却事由の合憲性に対する申立事件 3 件のうち最後のものである。同書、p. 390 ; Matal v. Tam, 582 U. S. 218, 223 (2017)を参照。最初の 2 つの事件で当裁判所は、見解に基づいて差別した特定の登録阻却事由を違憲として無効にした。前掲、pp. 4-5 (多数意見) (Brunetti,

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

588 U. S., at 390, 393-394 ; Tam, 582 U. S., at 243 (多数意見) を引用している) ; 同書, pp. 248-249 (Kennedy 判事、一部同意・結論同意意見)。これらの事件は見解に基づく規定に関係していたため、「商標登録に対する見解中立的な制限を評価する方法」の枠組みを検討する機会はなかった。Brunetti, 588 U. S., at 398, n.。対照的に本件は、商標登録に対する見解中立的で内容に基づく条件という、まさにその状況を提示している。

名前条項は、「本人の同意書なしに生存中の具体的な個人を特定する……名前からなる又はこれを含む」標章の登録を禁止している。15 U. S. C. §1052(c)。名前条項が内容に基づくものであるという点では、誰も論争していない。結局、名前条項の適用はその標章の内容、即ち本人の同意書なしに生存中の具体的な個人を名前により特定するものかどうかにかかっている。City of Austin v. Reagan Nat. Advertising of Austin, LLC, 596 U. S. 61, 69 (2022) (規制の適用が「議論された話題又は表現された思想やメッセージ」に依拠している場合、その規制は内容に基づくものであると説明している) を参照。名前条項は、標章における名前がどのように使用されるかに関して不可知論的であり、「2組の対立する思想を区別」しないため、見解中立的でもある。Brunetti, 588 U. S., at 394 ; 前掲, p. 5, n. 2 (多数意見) (名前条項は表面的にも実際面でも見解中立的であると判示している)。これらの論点に関して、さらに名前条項は合憲であるという結論に関して、我々全員が同意している。我々の意見の相違は主として方法論に集約される。

B

ランハム法に対する憲法修正第 1 条の申立事件 3 件に精通する人たちは、本件が「Tam 事件又は Brunetti 事件で検討されなかった状況」を提示しているとはいえ、当裁判所が「『ランハム法の規定に対する言論の自由の申立を判断するため』の枠組み」を定めるのを避けたことを知って、驚くかもしれないし、ひょっとしたら失望するかもしれない。前掲, p. 6 (多数意見) (Tam, 582 U. S., at 245, n. 17 (複数意見) を引用している)。しかし恐らく今日の 5 名の判事の多数意見に対する最大の驚き(そして失望)は、本件の解決の鍵となる基準として、歴史と伝統に依拠したことであろう。

名前条項が合憲であると判示する際に、多数派の判事は、注目する必要があるのは名前条項の「歴史と伝統」だけで、「それ以外は必要ない」と主張している。前掲, p. 12。なぜ歴史と伝統だけに注目するのか?なぜなら「名前条項が……憲法修正第 1 条と共存できると結論づける上で、それで十分」だからと、多数派は言う。同上。当裁判所がこれまで一度もこの種の「歴史と伝統」基準を言論の自由の申立に適用しなかったことに加え、「当裁判所が本日発表するルールについて、誰も指示、議論又は示唆さえしなかった」ことを考えると、もっと満足のいく説明が期待されていたと思われる。Lozman v. Riviera Beach, 585 U. S. 87, 102 (2018) (THOMAS 判事、反対意見)。当裁判所の憲法修正第 1 条の原理と判例に基づくものは何もない。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

BARRETT 判事は、多数派の「それで十分だから」という説明の一部に疑問を投げかけ、強いて言えば当裁判所の証拠は「名前条項との歴史的類似性を証明していない」と主張している。前掲、p. 1 (一部同意意見)。たぶんそうだろう。しかもこの堂々巡りの議論は、当裁判所の「歴史と伝統」審理の不確定性を浮き彫りにしており、これではカクテルパーティの人混みの中へ入って行き、皆の頭越しに友人を探している状況と変わらないかもしれない。Conroy v. Aniskoff, 507 U. S. 511, 519 (1993) (Scalia 判事、結論同意意見) を参照。さらに悪いことに、この「伝統を解決の鍵とする」審理を引き受けている多数派の 5 名の判事は、自分が招待されなかったパーティの人混みの中で友人を見つけてしまったのである。この多数派は、訴訟当事者や下位裁判所からのいかなる誘導もなしに、自らの歴史的証拠から得心のいく結論を引き出している。確立した当事者提出主義からのこのような明白な逸脱と、非歴史学者たちによる非公開の歴史研究に有利な当事者系審理が、答えよりも多くの疑問を引き起こしている。Maslenjak v. United States, 582 U. S. 335, 354 (2017) (THOMAS 判事が参加した、GORSUCH 判事の一部同意・結論同意意見) (「我々がいつも拠り所とする当事者系審理の厳しい試練は、地方裁判所や巡回裁判所の思慮深い同僚たちの経験と共に、我々自身の知識だけでは導き出せない洞察をもたらしてくれる (又は落とし穴を暴いてくれる)」) を参照。

名前条項その他のあらゆる商標登録規定の合憲性を確定するために、コモンの類似物を見つけることは、適切ではない上に不必要である。たとえ多数派の歴史的「証拠が盤石」だとしても、「制限ごとに歴史的祖先を探し求めることが、違憲問題を分析する正しい方法である」と確信する正当な理由は存在しないという点で、私は BARRETT 判事と同意見である。前掲、pp. 1, 13。多数派は New York State Rifle & Pistol Assn., Inc. v. Bruen, 597, U. S. 1 (2022) を引用することにより、本件での「歴史重視のアプローチ」が賢明かつ実用的であると、訴訟当事者と下位裁判所に保証しようとしている。前掲、p. 19, n. 4。控え目に述べても、このような保証は慰めにならない。当裁判所が引き起こした混乱を理解するには、Bruen 判決を適用しているわずか一握りの下位裁判所判決を読むだけでいい。Brief for Second Amendment Law Scholars as Amici Curiae in United States v. Rahimi, O. T. 2023, No. 22-915, pp. 4-6 (Bruen 判決を適用している下位裁判所の間における混乱の事例を考察している) を参照。

結局のところ私は、連邦議会の法律の合憲性を分析するために不確かな歴史的類似物を探すという、この窮地に更に落ちていくのを渋っている。Scalia 判事の批評を異なる状況から借用すると、このように「薄暗い過去を遠くまで」探索することは、「調査時間とインクの無駄遣い」に留まらず、「法律家による歴史研究に報酬金を払うよう訴訟当事者に強制する (彼らは判事とは異なり、自分の懐から支払わなければならない) 法律において混乱を引き起こす間違った教訓」でもある。Conroy, 507 U. S., at 519 (結論同意意見)。私はむしろ、本件の論争において両当事者がそうしたように、当裁判所の憲法修正第 1 条の判例を適用したい。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

C

本件その他の商標登録基準に対する言論の自由の申立を解決する最も確実な方法は、当裁判所の憲法修正第 1 条の判例から導き出した原則的枠組みによる方法である。その分析は 2 段階で進めるべきである。まず、申立対象の規定が所定の主題に関する言論者の特定の見解を標的にしているかどうかを検討する。その商標登録阻却事由が見解に基づくものであれば、違憲と推定され、高度な審査が適用される。しかし見解中立的ならば、その商標登録阻却事由は、商標制度の目的に照らして合理的であるだけでいい。具体的に言うと、その商標登録阻却事由は、公衆のために商品を識別・区別するという商標制度の目的を合理的に果たしていなければならない。もし申立対象の規定が見解中立的かつ合理的であるなら、言論の自由条項に違反していない。

II

A

当裁判所は、一部の場合には見解中立的な内容分類に厳格な違憲審査を適用し、これらの分類を「違憲と推定される」ものとして扱ってきた。Reed v. Town of Gilbert, 576 U. S. 155, 163 (2015)。しかし、そのような分類が「思想の自由市場に容認できないほど干渉するリスク」が「希薄」である場合、即ち「思想の公的抑圧が行われている現実的な可能性がない」場合、当裁判所はそうすることを拒否した。Davenport v. Washington Ed. Assn., 551 U. S. 177, 188-189 (2007) (R. A. V. v. St. Paul, 505 U. S. 377, 390 (1992)を引用している)。これらの事件において、「見解に基づく内容差別と見解中立的な内容差別との違いが決め手となり得る」。Brunetti, 588 U. S., at 421 (SOTOMASYOR 判事の意見)。本件はそのような事件であり、見解及び内容に基づく基準に従う商標登録の拒絶は、高度な審査に基づき違憲と推定されるが、見解中立的で内容に基づく基準に従う拒絶は、憲法上の疑義を生じないため、同じ厳格審査を誘発しない。前掲、pp. 3-12 (多数意見)を参照。

なぜその違いが本件の状況において決め手となるのかを説明する際、当裁判所と BARRETT 判事は、商標が本質的に内容に基づくものである上に、長年に渡り憲法修正第 1 条と共存してきたことを強調している。前掲、pp. 6-11 (多数意見) ; 前掲、pp. 2-7 (BARRETT 判事の意見)。この点の裏付けとして歴史的証拠を用いることに、私は賛成である。歴史が教えているのは、内容に基づく区別が商標の本質的な特徴であり、標章の目的が公衆のために商品を識別・区別することであるという理解である。前掲、pp. 2-6 (BARRETT 判事の意見)を参照。このように歴史を用いることは、実際に長期に渡る政府の実践が適切な場合には憲法規定の意味を教えてくれる証拠となるように、論理的である上に、実際に有益である。前掲、pp. 13-15 (BARRETT 判事の意見)を参照 ; Consumer Financial Protection Bureau v. Community Financial Services Assn. of America, Ltd., 601 U. S. 416, 442 (2024) (KAGAN 判事、同意意見) ; The Pocket Veto Case, 279 U. S. 655, 689 (1929)を参照。しか

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

し、多数派の 5 名の判事はこのような方法で歴史を用いていない。むしろ多数派は、名前条項の歴史と伝統に関して議論の余地のある（しかも孤立した）弁明を合憲性の切り札として扱っている。前掲、pp. 12-20（新しい「歴史と伝統」基準を適用している）を参照。それは憲法典と判例による裏付けのない「裁判官が作った基準」であり、私は役に立たないものとして否定する。前掲、p. 14（BARRETT 判事の意見）。

有益とはいえ、歴史は全容を教えてくれるわけではない。商標法における内容に基づく区別は長期に渡り憲法修正第 1 条と上手く協調してきたという主張は、真実ではあるが、とりわけ商標登録制度に適用される場合、より包括的な説明を必要とする。見解中立的な商標登録基準が言論の自由条項と容易に共存している主な理由は、表現を抑圧していないからである。むしろ登録の拒絶は、誰かの表現を増強するかもしれない付随的恩恵を与えないことである。政府が一部の形式の表現活動を支援する恩恵を与える場合、見解中立的な根拠によりその恩恵を与えない決定は、高度な審査を誘発するような「その活動に対する『処罰』と同等とみなすことはできない」。Rust v. Sullivan, 500 U. S. 173, 193 (1991) (Harris v. McRae, 448 U. S. 297, 317, n. 19 (1980)を引用している)。

1

「憲法修正第 1 条は、言論の自由を守るものであって」、特定の「表現方法を用いる人たちに援助と慰めを与えるよう政府に要求するものではない」。Brunetti, 588 U. S., at 401 (ROBERTS 首席判事、一部同意・一部反対意見)。実際、憲法修正第 1 条のおかげで政府機関は、特定のコミュニケーション活動に恩恵を与える決定をする際に、合理的かつ見解中立的で内容に基づく基準に依拠することができる、当裁判所は繰り返し認めてきた。例えば、National Endowment for Arts v. Finley, 524 U. S. 569, 587-588 (1998)（「言論の直接規制又は刑事罰が問題になっている場合には容認できない基準に従い、政府は競争的資金を割り当てることができる」）を参照。

Brunetti 事件で私が説明し、さらに本件で訟務長官が主張しているように、様々な判例がこの点を裏付けており、限定的な公開（又は非公開）討論会に関する事件から、金銭的補助金と非現金政府プログラム（公共部門労働組合による組合費の徴収等）に関連した事件まで多岐にわたる。588 U. S., at 422-424（他の事件も引用している）；Brief for Petitioner 16-21（同一内容）¹。これらの事件において、内容に基づく差別は必然的に申立対象の政府の取り組みの一部であったが、その取り組みは高度な審査という憲法上の拘束の対象ではな

¹ THOMAS 判事（2 名の判事が参加している）の意見に従い、私は主に現金補助金と労働組合費事件に焦点を絞っている。この意見と私の引用事件を詳細に見ると、それがちょっと違うことが分かる。Brunetti 事件で私が言及し、さらに本件で政府と BARRETT 判事が主張しているように、限定的な公開（又は非公開）討論会事件も、この種の事件に適用すべき一般的に適用可能な原則に到達するために有益な類似性を示している。Brief for Petitioner 18-19；合意、前掲、pp. 7-9, and n. 2 (BARRETT 判事の意見)を参照。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

かった。例えば、*Perry Ed. Assn. v. Perry Local Educators' Assn.*, 460 U. S. 37, 49 (1983) (内容に基づく差別は「非公開討論会の概念に黙示されている」が、高度な審査の適用を回避することを指摘している)を参照。その理由は、各「取り組みは……他の形式の表現を制限することなく、一部の形式の表現を支援していた」ためであった。「一部の講演者をもっと良い状態になったが、もっと悪い状態になった講演者はいなかった」。Brunetti, 588 U. S., at 423 (SOTOMASYOR 判事の意見)。

これらの事件は「厳密な意味で [本件では] 支配力はないかもしれないが、何らかの教訓は与えてくれる」。Legal Services Corporation v. Velazquez, 531 U. S. 533, 544 (2001)。これらが全体的に表しているのは、言論の自由条項は「国が授与する権利」に対して政府機関が「合理的かつ見解中立的な制限」を課すことを許しているという主張である。Davenport, 551 U. S., at 189 ; 例えば、Christian Legal Soc. Chapter of Univ. of Cal., Hastings College of Law v. Martinez, 561 U. S. 661, 669 (2010) (政府の取り組みへの参加に対する「合理的かつ見解中立的な条件」を支持している) ; Ysursa v. Pocatello Ed. Assn., 555 U. S. 353, 355 (2009) (同一内容) ; Cornelius v. NAACP Legal Defense & Ed. Fund, Inc., 473 U. S. 788, 808 (1985) (同一内容) ; Regan v. Taxation With Representation of Wash., 461 U. S. 450, 550 (1983) (同一内容) を参照²。

2

連邦登録された標章の所有者は、その登録のおかげで一定の恩恵を享受する。その一方で、合理的かつ見解中立的な基準に従い、これらの恩恵を拒絶された者であっても、言論の自由は奪われない。

当裁判所が正当に認めている、商標法の3つの基本原則を考えてみよう。前掲、pp. 1-2 を参照。第一に、「全ての商標の『主要な』機能」は、特定の製品に責任を負う者を公衆に伝えること、即ち出所識別子として機能することである。Jack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC, 599 U. S. 140, 146 (2023)。商標は「メッセージ」を伝えることもできるが、そのメッセージは「商標とは何か、何をするのか」に付随するものにすぎない。同書、pp. 145-146。第二に、「連邦法は商標を創設していない」。B&B Hardware, Inc. v. Hargis Industries, Inc., 575 U. S. 138, 142 (2015)。むしろコモンローに基づき、「商

² THOMAS 判事の応答によれば、本件は「現金補助金」、「労働組合費」又は「限定的な公開討論会」には関係していないため、これらの判例は名前条項に「うまく適合しない」。前掲、pp. 20-21。この応答は全く見当違いである。過去において当裁判所は、政府補助金に対する違憲の申立(及びその逆)を解決する際に、支配力はないとしても教訓的なものとして、限定的な公開討論会事件に依拠してきた。例えば、Legal Services Corporation, 531 U. S., at 544 を参照。当裁判所は基本的な法理としてのみ、これらの判決を拠り所とした。結局は、法律がどのように機能するかである。商標登録制度が現金補助金、労働組合費又は限定的な公開討論会に関係していないことは、この意見を分析する目的上、重要ではない。先ほど考察したように、これらの各事件における法理は、本件のように政府が他の表現を制限することなく、本質的に内容に基づく取り組みを通して特定の形式の表現にのみ恩恵を与えている場合、憲法は言論に対する合理的かつ見解中立的な制限を認めているということである。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

取引において識別性のある標章」を最初に使用する者は.....「他者に当該標章を使用させない」排他的権利を含めた、「当該標章に対する権利を獲得」する。同書。第三に、連邦登録は、商標所有者に追加の恩恵を与えることによるのみ、拡大された商標保護をもたらす。同書参照。例えば、連邦登録は(1)「登録者が当該標章の所有権を主張する権利の全国的な擬制告知」をもたらすため、侵害訴訟において一部の抗弁を排除する；さらに(2)商取引における当該標章の有効性と排他性の「一応の証拠」とみなされる。前掲、p. 2 (15 U. S. C. §§1072, 1115(a)を引用している)。確かに憲法のいかなる規定も、これらの主として商業的な恩恵を要求していない。

これら3つの原則から1つの結論が導かれる。つまり、見解中立的で内容に基づく理由で商標登録を禁じることにより、連邦議会は、出願人が自己の標章をリストに含めて、「侵害訴訟で有益な一定の恩恵」を獲得する機会を与えないだけである。Jack Daniel's, 599 U. S., at 146。それゆえ言論弾圧のリスクは「希薄」になる。なぜならこれらの付随的恩恵を商標所有者に与えないからといって、その所有者は自己の標章を商取引において使用できない、又は当該標章に付随するメッセージを伝えられないわけではないからである。Davenport, 551 U. S., at 188 ; Brunetti, 588 U. S., at 421-422 (SOTOMASYOR 判事の意見)を参照；同書、p. 401 (ROBERTS 首席判事の意見)（「標章を登録できるかどうかは、その所有者が当該標章を商取引において商品を特定するために使用できる範囲には影響を及ぼさない。いかなる言論も制限されず、いかなる者も処罰されない。当該標章の所有者は、連邦商標登録に付随する一定の追加の恩恵を与えられないだけである」）

B

ここで本件の事実を考えてみよう。被上告人 Steve Elster は、"TRUMP TOO SMALL"と表示されたシャツを販売したい。さらにこの語句を連邦登録することにより商標保護の拡大を望んでいる。Elster は登録申請書において、この語句は「2016 年大統領候補討論会でのトランプ大統領とマルコ・ルビオ上院議員との印象的な口論を引用しており、『トランプ大統領と彼の政策の一部の特徴がちっぽけであることを伝える』狙いがある」と説明した。In re Elster, 26 F. 4th 1328, 1330 (CA Fed. 2022) (原文における変更)。

米国特許商標庁はこの登録申請を拒絶した際、登録に付随して政府が授与する恩恵を獲得する機会を Elster に与えなかった。重要な点として、この拒絶により Elster は彼のメッセージの伝達を妨げられたわけではない。また、彼が望む表現方法を制限されたわけでもない。Elster は依然として同じメッセージを表示するシャツを販売できる。加えて、彼が望むメッセージを正面に表示したシャツの販売を続けながら、出所識別子として別の語句 (ELSTER APPAREL 等の) を用いて彼が望む登録の恩恵を獲得することもできる。Tr. of Oral Arg. 23-24 ("ELSTER APPAREL"の例について論じている)を参照。平たく言えば、この拒絶によって Elster は、別人の名前に関してその本人の同意書なしに排他的権利を主張する標章の登録を禁じられただけである。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

III

A

商標登録基準は、必然的に内容に基づく仕組みにおいて法律上の恩恵を制限しているため、憲法修正第 1 条は、その基準が見解中立的かつ合理的であることを要求する。前掲、pp. 5-9 ; Brunetti, 588 U. S., at 424 (SOTOMASYOR 判事の意見)。当裁判所の類似の判例である非公開討論会及び限定的な公開討論会事件から、「合理的」とは、申立対象の規定が内容に基づく仕組みの目的を合理的に果たさなければならないという意味であることは明らかである。この点に関して、申立対象の商標登録基準は「出所識別の促進という商標制度の目的に照らして合理的」でなければならないという BARRETT 判事の意見に私も同意する。前掲、p. 2 ; 前掲、pp. 7-9 を参照。

例えば、当裁判所は Cornelius 事件において、「連邦政府職員を対象とするチャリティ活動である連邦政府共同寄付キャンペーン (CFC 又はキャンペーン) への参加から、法的弁護・政治的主張団体」を排除する政府の決定に対する、言論の自由の申立に直面した。473 U. S., at 790。当裁判所は、CFC が「一般討論や自由な意見交換を目的としない」非公開討論会であると結論づけた後、「その討論会が果たす目的に照らして合理的であり、見解中立的である限り」、内容と講演者に基づく「区別」は憲法修正第 1 条により許されていると判示した。同書、pp. 806, 811。重要な点として、「参加を制限する決定は……最も合理的又は唯一の合理的な制限である必要はない」。同書、pp. 808, 809。この基準に基づいて、「連邦職員の職場の分裂を最小限に抑えるため、又は募金活動の成功を保証するため、又は排除された団体の見解に関係なく政治的えこひいきの様相を避けるために、CFC への参加を制限する」際に、政府は言論の自由条項に従い合理的に行動したと、当裁判所は最終的に結論づけた。同書、p. 813。

THOMAS 判事 (2 名の判事が参加している) はこの基準を却下し、恐らく所定の裁判官が合理的と考えるものに依拠していることを理由に、主観的であると示唆している。前掲、p. 20。その意見はこの審理を誤解している。先ほど考察したように、商標事件を扱った者なら誰でも熟知している概念として、出所識別子として機能するのであれば商標登録条件は合理的である。Jack Daniel's, 599 U. S., at 146 ; 1 J. McCarthy, Trademarks and Unfair Competition §3:1 (5th ed. 2023)を参照。より一般的には、この種の合理性審理は、あらゆる限定的な公開 (又は非公開) 討論会事件において登場する。この種の基準は、主観的で実行不可能どころか、裁判官や弁護士の日常業務のまさに核心に迫っている。彼らが好む歴史主導アプローチと対比すると、合理性審理の批判はさらに説得力を失う。上記に考察したように、「歴史と伝統」アプローチは、第一原理の問題として欠陥があるだけでなく、法律のこの領域における裁判官と訴訟当事者にとって極めて曖昧で不慣れなものでもある。前掲、pp. 3-5 を参照。多数派の 5 名の判事が設定した歴史的類似性基準をクリアするには、どれほどの歴史があれば十分なのか？ 本件の状況においてその基準は

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

どのようなものか？主観的なことに関して言えば、彼らが好むアプローチは、パーティの人混みの中で友人を選ぶ権限を裁判官に与えている。前掲、p. 4 を参照。これら 2 つの選択肢に直面した際、私は当裁判所の憲法修正第 1 条の法理と判例に根差し、裁判官と弁護士が身につけた適切な行動様式に調和し、連邦議会が現在の状況に対処することを過去の世代の慎重さに基づいて制限することのない基準を選択する。

B

「内容に基づく商標登録基準は、標章所有者の信用保護と消費者の混同防止に合理的に関連づけられている限り、言論の自由の権利を奪うことはなく」、「登録された標章が実際に出所識別子として機能することを保証する助けとなる場合……特定の制限は目的を果たす」。前掲、p. 8 (BARRETT 判事の意見)。名前条項は、この合理性基準を容易に満たす。出所識別は、結局のところ、名前条項の核心にある。

最高の野球のバットとキャッチャーミットを製造・販売したい人を想像してほしい。当然のことながら、その人は製品の販売促進のために **Derek Jeter** と **Jorge Posada** の名前を使用して彼らの信用を利用したいと望む。そこで、その製造業者は **JETER OUT OF THE PARK** と **CATCH LIKE POSADA** を標章として加える。名前条項は、名前を挙げられた個人の同意書がない限り、これらの語句の登録を禁じている。これには正当な理由がある。つまり、**Jeter** と **Posada** はこれらの製品が自分たちのものだとして消費者に誤認してほしくないと考えたろうし、消費者も、これらの商品が何らかの方法で当該選手と関係があるという虚偽表示に基づいて製品を購入したくないと考えたろう³。出所識別が特に重要なのは、例えば、名前を挙げられた個人が類似の製品をプロデュースしている場合、つまり **Jeter** と **Posada** が自分自身の野球製品を標章 **MR. NOVEMBER BATS BY JETER** と標章 **CHAMP'S MITTS BY POSADA** を付して販売している場合である。彼らは自分たちの名前と評判の商業的価値を製造業者たちが希薄化することを望まないだろう。さらに **Jeter** と **Posada** は、**Boston Red Sox** ファンが安価な商品を製造し、二流製品の販売促進に自分たちの名前が使用されることも望まないだろう。名前条項はそのようなことが起こるのを防いでいる。

連邦議会は、この立法的判断を下す権利を与えられた。政府は結局のところ、同意のない個人の名前を商業利益のために用いる「標章に付随的支援を与えないことに合理的利益を有する」。Brunetti, 588 U. S., at 425 (SOTOMASYOR

³ ランハム法の他の規定は、特定の人又は事業体との関係を誤認させる又は不正に示唆する標章の登録を禁じている。15 U. S. C. §1052(a)を参照。虚偽の示唆と名前条項が一部重複していても、名前条項が出所識別の目的を合理的に果たしているという事実は変わらない。高度な審査が適用されない場合、連邦議会は自由にベルトやサスペンダーを用いて、政府が主張する利益を支持できる。それゆえ「連邦議会は……全体的に見て、生存中の別人の名前を同意なしに含んでいる標章を保護すれば、商標の目的を損なう恐れがある……という絶対的な判断を下す権利を与えられている」という点で、私も **BARRETT** 判事と同意見である。前掲、p. 9。

SOTOMASYOR 判事の結論同意意見

判事の意見) ; 同書、p. 401 (ROBERTS 首席判事の意見) (「一方、政府は内容が卑猥、猥褻又は俗悪な内容の商標と政府を関連づけないことに利益を有する」) を参照。要するに、名前条項は商標の登録に対する見解中立的かつ合理的な制限であるため、合憲である。

* * *

当裁判所の「今日の判決は限定的であり」、その「歴史と伝統」基準は「本日の比較的単純な事件」に関してのみ有効である。前掲、pp. 20, 22。最終的に 9 名全員の判事が、連邦議会は商標法に関して新局面を開くことができるという点で同意見であり、今日の意見におけるいずれの主張も、歴史的背景のない見解中立的な規定の合憲性に疑問を呈するものではないという点で一致している。同書 ; 前掲、p. 1 (KAVANAUGH 判事、一部同意意見) ; 前掲、pp. 1-2 (BARRETT 判事の意見) ; 前掲、pp. 3-6。

上記に述べた理由により、私は謹んで判決に同意する。